

令和元年西予市決算審査特別委員会（厚生分科会）会議録

- | | | | |
|-------------|-----------------------|--------------|---------------------------------------|
| 1. 開催日時 | 令和元年9月24日 | 健康づくり推進課保健師長 | 佐々木 靖子 |
| 1. 開催場所 | 西予市議会全員協議会室 | 健康づくり推進課係長 | 二宮 真紀 |
| 1. 開 会 | 令和元年9月24日
午前 9時00分 | 健康づくり推進課係長 | 土居 靖史 |
| 1. 閉 会 | 令和元年9月24日
午後 4時09分 | 福祉課長補佐 | 大野本 敦 |
| 1. 出席委員 | | 福祉課係長 | 河野 友紀 |
| 分科会長 | 源 正樹 | 福祉課係長 | 梶原 健司 |
| 副分科会長 | 加藤 美香 | 子育て支援課長補佐 | 細谷 涼子 |
| 委員 | 信宮 徹也 | 子育て支援課係長 | 清家 昌弘 |
| 委員 | 河野 清一 | 子育て支援課係長 | 村上 真紀 |
| 委員 | 二宮 一朗 | 長寿介護課長補佐 | 信宮 佳子 |
| 委員 | 宇都宮明宏 | 長寿介護課保健師長 | 三瀬 穂津美 |
| 委員 | 酒井宇之吉 | 長寿介護課係長 | 野本 伸治 |
| 1. 欠席委員 | | 長寿介護課係長 | 柴田 直樹 |
| なし | | 医療対策推進室長 | 亀岡 敦志 |
| 1. 説明員 | | 西予市民病院事務長補佐 | 竹内 寿男 |
| 生活福祉部長 | | 西予市民病院事務局係長 | 沖野 貴洋 |
| 兼福祉事務所長 | 藤井 兼人 | 西予市民病院事務局係長 | 矢野 直子 |
| 医療介護部長 | 山岡 薫彦 | 野村病院事務長補佐 | 富永 一彦 |
| 市民課長 | 松本 豊和 | 野村病院事務局係長 | 村田 真理 |
| 税務課長 | 浜田 直浩 | つくし苑事務長補佐 | 垣内 千幸 |
| 環境衛生課長 | 佐々木 邦仁 | | |
| 健康づくり推進課長 | 沖村 智 | 1. 出席議会事務局職員 | |
| 福祉課長 | 長野 静香 | 書記 | 三好 祐介 |
| 子育て支援課長 | 松田 楨子 | 1. 会議に付した事件 | |
| 長寿介護課長 | 宇都宮 積矢 | 認定第 1号 | 平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 西予市民病院事務長 | 松末 博 | 認定第 2号 | 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 野村病院事務長 | 三瀬 功 | 認定第 4号 | 平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| つくし苑事務長 | 岩本 博文 | 認定第 5号 | 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 野村支所生活福祉課長 | 森本 美重 | 認定第 6号 | 平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 城川支所生活福祉課長 | 河野 栄二 | 認定第 11号 | 平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について |
| 三瓶支所生活福祉課長 | 井上 又文 | 認定第 12号 | 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について |
| 市民課長補佐 | 榊田 寿美子 | | |
| 人権対策室長 | 森川 圭三 | | |
| 市民課係長 | 二宮 夕子 | | |
| 市民課係長 | 宇都宮 千春 | | |
| 市民課係長 | 西村 由起 | | |
| 環境衛生課長補佐 | 大塚 義導 | | |
| 環境衛生課長補佐 | 兵頭 章夫 | | |
| 環境衛生課係長 | 中村 篤史 | | |
| 環境衛生課係長 | 源 琢哉 | | |
| 健康づくり推進課長補佐 | 井上 理恵 | | |

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前9時00分

○加藤厚生副分科会長

開会宣言を行うとともに、分科会長に挨拶を促す。

○源厚生分科会長

挨拶を行う。

○加藤厚生副分科会長

以降の進行を分科会長に委ねる。

【市民課】

○源厚生分科会長

それではまず、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、市民課所管分についてを議題といたします。

特に通告した事業はなかったんですが、まず歳入についての説明をよろしく願いいたします。

○松本市民課長

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」の市民課所管分について、決算書に基づき、収入未済額及び不納欠損額をご説明させていただきます。

一般会計決算書の25ページと26ページをごらんください。

12款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、4節住宅使用料、収入未済額は2752万3171円のうち、市民課所管分は、改良住宅使用料17万1500円と改良住宅使用料（過年度分）の130万7900円、合計147万9400円であります。

主な原因は、経済的な問題や納付意思の欠如などがございます。今後も順次督促を継続し、収納に努めてまいります。

続きまして、一般会計決算書の69ページ、70ページをごらんください。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節民生費雑入、収入未済額638万5845円のうち、市民課所管分は、老人医療費雑入（過年度）64万1850円あります。老人医療における第三者行為求償調定分であります。現在国民健康保険分を分納中のため、完了後、老人医療分の返還が開始されることになっております。

なお、不納欠損はございません。

以上で、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」の市民課所管分についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○源厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○源厚生分科会長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、市民課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○源厚生分科会長

挙手全員であります。

当分科会としては、原案どおり認定することに決しました。

それでは、続きまして、認定第2号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

松本課長より説明をお願いします。

○松本市民課長

それでは、認定第2号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、ご説明させていただきます。

まず、成果報告書125ページをごらんください。住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の状況でございます。

事業の目的と概要でございますが、この事業は、昭和49年から平成8年まで、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、国の住宅新築資金等貸付制度要綱により、地域における居住環境の整備を図るため、住宅の新築、改修及び住宅用地を取得する者に対して資金を貸し付けたものであります。平成9年からは貸付事業はなくなり、借受人に対して貸付資金の償還を求めております。貸付金の償還は半年賦を基本に、借受人の実情により月賦償還等、償還しやすい環境づくりとしております。

しかし、滞納者は、宇和地区26件、5425万4454円、野村地区16件、3367万5871円となっております。なお、城川、三瓶地区は、償還は完了しております。

この事業における貸付状況でございますが、合

計のみご説明させていただきます。貸付件数317件、貸付金8億9546万3000円、平成30年度以降償還予定額41万6400円、平成30年度累計償還計画額11億5916万8529円、平成30年度累計償還済額10億7123万8204円、平成30年度末累計滞納額8793万325円となっております。平成30年度累計滞納額の内訳につきましては、特別会計決算書の7ページと8ページをごらんください。

1款償還金、1項貸付金償還金、1目貸付金元利収入、1節住宅改修資金貸付金元利収入、収入未済額552万2901円、2節住宅新築資金等貸付金元利収入、収入未済額8240万7424円、合計の8793万325円となっております。

成果報告書の125ページにお戻りください。

決算収支の状況についてご説明いたします。歳入決算額が146万4000円、歳出決算額が134万6000円、歳入歳出差引額は11万8000円となっております。事業費134万6000円の財源内訳として、その他特定財源が129万8000円、一般財源が4万8000円となっております。

償還状況についてご説明いたします。この事業で317件、8億9546万3000円の貸し付けが行われ、居住環境の整備が図られました。平成30年度末の償還済元金は8億2115万3991円で、貸付金に対する償還率は91.7%となっております。なお、貸付金の償還状況は、月賦償還等、借受人が償還しやすい環境を整え償還を促進しております。

以上で、認定第2号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○源厚生分科会長

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

今までの決算の部分についてはご説明いただいたんですけども、今後の状況というか、方針というか、どうなるのかご説明をお願いしたいと思います。

○松本市民課長

現在は債権者の返済意思の欠如及び経済的な理由による債務不履行が主な原因となっておりますので、年々、本人の死亡、行方不明などが出てくると予想されることから、自宅の訪問や納付相談

を小まめに行い、債権者の現状を調査して、少しでも収納アップにつなげたいと考えております。

また、近隣の市町村の取り組みを参考に、より効果的な方法で、滞納金回収に取り組んでいきたいと思っております。

○源分科会長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

これは県のほうに支払う年度が、多分、今年度終わるといってございまして、その部分の市の対応は先ほど二宮委員が質問したようなことですが、これについては、県のほうはもう済んだ。これからは、滞納者からの徴収ということになるんですけども、滞納者のいろんな要件があって支払いがなかなかしにくいというような原因はどちらにあるかちょっとお尋ねします。

○松本市民課長

原因につきましてはやはり償還する意思がどうも欠如されている方が多くて、また、死亡とか相続とかで結局わからなくなっている状況が続いているようなので、督促とかはしとるんですけど、なかなか本人さんの連絡がつかないとかいう形でちょっと回収ができてない状況です。

○酒井委員

この件につきましては県の税金の滞納の仕事がございまして、そちらに委託するとか、また今後、相続とか法的な問題でも収納ができないというようなところに対しては、理事者側とどのように考えて計画を組んでいただいて、議会へもそういう場合には、やはり議決とかそういうものがあるわけですので、そのあたりの対応を早急にしていただいて、できないものはできない、いつまでもだらだら残しとったっていけないという考え方もあると思うんです。ですからその点はどうするのか。

これは課長段階じゃないかもしれませんが、部長なんかは指導をどのようにしているのかお尋ねします。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時15分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時16分)

○藤井生活福祉部長

まず県と市町でやっとなる税の徴収については、地方税の滞納整理機構ですので、地方税のみとい

うことで今回のこの分は対象というふうにはなっておりません。

県内のまだ貸付償還のある市町で組織します愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会というのがある、年に1回研修会を開催しているところがございます。

この問題は当市だけでなく、県内また全国の自治体でも大きな問題として、それぞれ自治体で悩んでいるところもございますので、そういったところで、協議会に働きかけて、何とかできるような形はないかなということも今後探っていかなければならないかなと考えているところがございます。

○酒井委員

相続がもうできないようなところは、今後どのように処理したらいいんですか。

そして行方不明者になっているところに対しては、それもやはり先ほど言いましたように、理事者側ともしっかり相談して早く処理をしないと。皆さん職務に担当される方は、次の責任者、次の人に段々移すだけの処置しかしないということになりますので、ですから課長の責任ではできないかもわかりませんが、理事者と相談して、方向性は決めるべきではないかと思えます。

そして、こういう債権が、債務が消える民法上の期限があるのか、そのあたりも調べてやっていただきたいなと思えますがいかがでしょう。

○藤井生活福祉部長

貴重なご意見ありがとうございます。

全国の自治体でも同じような事例があると思いますので、それに対して相続とかどう対応しているのか、そういったところもちょっと調べまして、理事者とも協議をして、今後対応させていただきたいと考えております。

○酒井委員

私が言っているのは、西予市独自でやったらどうですかと。こんな問題を全国がこうだからこうだっていうことじゃなしに、やはり理事者と相談して、これはもう欠損、会社法のようにはいきませんが、欠損として落とすよと、そういう形のもんができないかどうか、西予市の独断でやって、全国にうちはこうしたよっていうぐらいの腹構えで、いつまでもずるずるずるずるやってたらしょうがないよということを私言っているんで、その点をご理解ください。

○藤井生活福祉部長

どうもありがとうございます。

ただ、法に関することでございますので、やはり全国的にも調べて、そういったことも参考にしながらやれることを西予市独自でやれたら、今後、理事者と相談してやっていきたいと思えます。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第2号「平成30年度西予市住宅新築金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員であります。当分科会として、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時21分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時26分)

続きまして、認定第4号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

松本課長より説明をお願いします。

○松本市民課長

それでは、認定第4号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、ご説明させていただきます。

成果報告書の127ページをごらんください。事業勘定よりご説明させていただきます。

財政状況、決算規模と決算収支でございます。決算収支ですが、歳入で52億3852万円、歳出で50億9099万7000円となり、差し引き額は1億4752万3000円となっております。

歳入歳出決算の状況でございます。科目より主なものを抜粋してご説明申し上げます。

表は、第1-1表です。歳入からご説明させていただきます。

1. 国民健康保険税は8億5387万8000円で、昨年度より3216万4000円の増額となっております。保険税率改正が主な原因でございます。4. 国庫支

出金は584万1000円で、前年度より13億2711万2000円の減額となっております。愛媛県に財政運営が移管されたことが原因でございます。5. 県支出金は37億9551万3000円で、前年度より35億7075万6000円の増額となっております。これも愛媛県に財政運営が移管されたことが原因でございます。6. 療養給付費等交付金、7. 前期高齢者交付金、8. 共同事業交付金は、愛媛県に財政運営が移管されたことにより廃止となっております。10. 繰入金金は4億7899万2000円で、前年度より1246万4000円の減額となっております。歳入決算額は52億3852万円で、前年度対比で7億5017万3000円の減額となっております。

ここで、収入未済額について、ご説明を申し上げます。特別会計決算書の42ページと43ページをごらんください。

12款諸収入、3項貸付金元利収入、1目高額療養費貸付収入、収入未済額32万9000円です。理由は医療機関への分納中のためであります。

12款諸収入、4項雑入、2目一般被保険者第三者納付金、収入未済額141万6323円です。これも連合会への分納中のためのものです。

12款諸収入、4項雑入、4目一般被保険者返納金、収入未済額9万8248円。この分は、督促はしていますが未回収となっているものです。主なものとしては、社会保険が国保を利用した場合などのお金の分です。

12款諸収入、4項雑入、6目収入未済額6532円、これも現在分納中でありまして、これは特定健診を二重に受けた方の分でございます。

成果報告書の127ページへお戻りください。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。1. 総務費は8455万9000円で前年度より12万3000円の減額となっております。人件費の減額が主な要因でございます。2. 保険給付費は36億9853万3000円で、前年度より3306万4000円の増額となっております。3. 後期高齢者支援金等、4. 前期高齢者支援金等、5. 老人保健拠出金、6. 介護納付金は、愛媛県に財政運営が移管されたことにより廃止となっております。7. 共同事業拠出金は1,000円で前年度より11億7969万9000円の減額となっております。退職医療共同拠出金として支払った分だけを計上しております。13. 国民健康保険事業納付金は11億6685万2000円で、平成30年度から県に支払う納付金となっております。

ります。歳出決算額は50億9099万7000円で前年度対比7億9855万円の減額となっております。

歳入52億3852万円、歳出50億9099万7000円で、歳入から歳出を差し引いた1億4752万3000円が次年度への繰越金となります。

以上で歳入歳出決算の状況についてご説明とさせていただきます。

続きまして、保険税の収納状況ですが、表の第1-2表を見てください。

収納率は現年分の一般が95.7%、退職が99.11%、滞納繰越分の一般分が42.63%、退職が32.88%となっております。今後も高い収納率を維持できるよう努力してまいります。

ここで、収入未済額及び不納欠損額についてご説明申し上げます。特別会計決算書の36ページと37ページをごらんください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、収入未済額6334万5532円、不納欠損額407万8639円。次に、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税、収納未済額が83万5950円となっております。未済額の主な原因は、7月豪雨災害発生直後、被害家屋の認定調査や災証明書発行、災害にかかる減免処理など災害関連事務を行ったことにより差し押さえ等滞納整理が、例年に比べ十分に行えなかったこと、また、平成30年度において税率を改正したことによるものです。不納欠損額につきましては、地方税法にのっとり処理を行った結果であります。

続きまして、成果報告書に戻りまして、128ページをごらんください。

西予市の国民健康保険の概要から一部を抜粋してご説明させていただきます。

Ⅱ. 被保険者数等、第2-1表から第2-4表、国民健康保険世帯数と被保険者数、平成30年度末現在ですが、国保世帯数、被保険者数とも年々減少しております。年齢構成別では、60歳以上の被保険者は6,718人で全体の約65%になります。

次に、129ページをごらんください。

保険給付の状況、第3-1表から第3-3表、療養諸費額は43億4496万円、療養諸費件数は19万3786件となっております。前年度との比較について、一般被保険者については、高度医療化による薬剤単価が上がり、また、入院患者増加等により

医療費諸費額が1.4%増となっております。また、1人当たりの療養諸費額についても3.9%増となっております。また、退職被保険者につきましては、制度廃止に伴う被保険者数の減少により、療養諸費額及び療養諸費件数、いずれも減少しております。

続きまして、131ページをごらんください。

特定健康診査等事業についてご説明させていただきます。

事業の内容ですが、生活習慣病や予備軍の方を早期に発見するため、各地区での集団検診、医療機関での個別検診を行っております。メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の方に保健師、管理栄養士が相談、訪問を実施して、生活習慣病の予防、重症化予防に努めております。事業の評価ですが、平成30年度の特定健診受診率は36.8%と県内では高い受診率です。また、特定保健指導率も68%と高い数値となっております。

今後についてですが、発症予防、重症化予防に重点を置いた取り組みとして、未受診者対策、医療機関等との連携を図りながら、一人ひとりの状況にあった生活習慣病の改善に向けた指導を継続して行っていくことにしております。

続きまして、132ページをごらんください。

診療所施設勘定について、主な科目のみ抜粋してご説明を申し上げます。

診療所勘定の決算状況、西予市の国民健康保険直営診療所は、平成31年3月31日現在で、土居診療所、二及診療所、周木診療所の3カ所の診療所がございます。

次ページの診療状況ですが、過疎・少子化の進展及び患者の市立病院等の基幹病院への志向の高まりにより、診療件数、診療報酬は年々減少しております。診療状況ですが、1日当たりの診療件数は、惣川診療所6.5人、土居診療所18.7人、遊子川出張診療所5.9人、二及診療所28.3人、周木診療所34.6人となっております。

続きまして134ページをごらんください。

財政状況でございます。

惣川診療所からご説明いたします。診療収入は179万1000円で、歳入決算額は328万7000円になります。歳出決算額は389万7000円で、歳入歳出差引額はマイナス61万円であります。

続きまして、土居診療所についてご説明いたします。診療収入は3835万9000円で、歳入決算額は

4735万3000円になります。歳出決算額は7142万1000円で、歳入歳出差引額はマイナス2406万8000円であります。

続きまして、遊子川出張診療所についてご説明いたします。診療収入は98万1000円、歳入決算額は251万4000円になります。歳出決算額は67万6000円で、歳入歳出差引額は183万8000円であります。

続きまして、二及診療所についてご説明いたします。診療収入は2627万円で、歳入決算額は2786万5000円になります。歳出決算額は6450万5000円、歳入歳出差引額はマイナス3664万円であります。

続きまして、周木診療所について、ご説明いたします。診療収入は2597万8000円で、歳入決算額は2713万5000円になります。歳出決算額は1553万9000円で、歳入歳出差引額は1159万6000円であります。

最後に、市民課分の区分になりますが、これは各診療所における歳入歳出差し引きをまとめ、一般会計等からの繰入金、いわゆる赤字補填などで、他会計繰入金として5779万5000円になります。

診療所勘定の合計は、歳入1億9761万6000円、歳出1億9630万1000円で、歳入から歳出を差し引いた131万5000円が次年度への繰り越しとなります。

続きまして、135ページからの惣川診療所運営事業ほか4件についての説明は省略させていただきます。

以上で、認定第4号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○源厚生分科会長

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

それでは3点ほどあるんですけども、まず、特定健康診査等事業なんですけども、その健康診断の事業者というのは今県内でもたくさんあると思うんですけども、今の事業者をどういうふうに決めているかという決め方がわかれば、第1点お願いしたいと思います。

○松本市民課長

業者の決め方については、健康づくり推進課が主に決定していきまして、今までのデータとかあるということで西予市の場合は2業者にエリアを分割して行っております。

○二宮委員

それと昨年惣川と遊子川の診療所が廃止になっているんですけども、特に惣川はまだ新しいですよね診療所自体が。この診療所の今後はどうする方針なのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

○松本市民課長

建物、特に惣川と遊子川出張診療所2カ所あると思うんですけど、まだ目的等は決まっておられません。地元の方に何か有効利用できないかという声掛けはしとるんですけど、まだ、使用目的等は決まっておられません。

○二宮委員

3点目ですけれども、惣川、遊子川が廃止になった後の移動診療車の決算についてはこの担当やないんですかね、ここにのってないということは。

○松本市民課長

医療対策室が行っております。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

昨年度決算に7月の豪雨があったんですが、被災者に対しての国保医療費の減免、免除がなされております。これについて幾らぐらい減免者があって、そして幾らぐらいの金額なのか、今のところの決算報告の中には出ておりませんので、今回の災害によって、医療費はもちろんここで立て替えているわけですけど、減免になった金額と人数はどれぐらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時44分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時44分)

○松本市民課長

医療費の一部負担金の免除ということで、ことし7月24日現在で、件数は315件、免除額2155万9466円です。

○酒井委員

ことしの7月までと言いましたけど、まだ継続しているんですか。いつまでやるんですか、それだけお教え願います。

○松本市民課長

県の負担金の補助がありますんで12月末まで延長しております。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

○二宮委員

医療費の支払いの中で、課長の説明で、ジェネリックが進んでいるけれども件数も増えているというふうな説明やったと思うんですけども、ことしの見たら昨年より医療費が少しですけども増えている状況で、私たちが病院行くと結構ジェネリックというのは、普及しとって進んでいるから、多少減ってきてよるのかなという印象なんですけれども、そこのバランスというか、割合というか、薬代は減っているけれども件数が増えているから増えたんだよとか、例えばそういうのがわかれば教えていただきたいなと思えます。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時46分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時47分)

○松本市民課長

ジェネリックの割合ですけど、平成31年1月調定分が41.8%、金額は手持ちの資料がありませんので、これで大体47.8%がジェネリックを使われるという形です。

○二宮委員

そのパーセンテージが年々増えているという認識でよろしいんですか。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時48分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時49分)

○松本市民課長

医療費の関係の分は調査しまして後日報告させていただきます。ジェネリックも同じく件数等は後日報告させていただきますので、よろしく願います。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第4号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員であります。

当分科会として、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時50分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時50分)

続きまして、認定第5号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

松本課長より説明をお願いいたします。

○松本市民課長

それでは、認定第5号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、ご説明させていただきます。

まず、成果報告書の138ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計の決算状況でございます。財政状況、決算規模と決算収支、後期高齢者医療制度は高齢者に係る医療費を社会全体で支え、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けることができるよう、国の医療制度改革により、従来の老人保健制度にかわり、新たに75歳以上の方を対象として、平成20年4月から施行され、各都道府県の全ての市町村が加入する広域連合が運営を行う独立した医療制度です。

財政状況ですが、平成30年度の歳入は6億2083万5000円、歳出は6億1837万円となります。差引額は246万5000円で、翌年度繰越金となります。この制度において、保険料収入は、広域連合納付金として納付いたします。平成31年3月分及び4月分、令和元年5月分の保険料収入を広域連合へ納入しますが、保険料収納額の広域連合への報告が翌年度に報告となるため、保険料相当分が繰越金となっております。

歳入歳出の決算状況です。表の第1-1表、歳入について抜粋してご説明申し上げます。

被保険者の保険料が3億4070万2000円、繰入金

2億5166万4000円、内訳としては2億893万4000円は、保険料軽減措置に伴う保険基盤安定分です。4273万円は、事務費と愛媛県後期高齢者医療広域連合への共通経費分となっております。繰越金が1707万3000円、諸収入の1056万2000円は、後期高齢者医療健康診査の受託収入が主なものです。歳入合計が6億2083万5000円で前年度対比1152万円の減少となっております。

次に、歳出について抜粋してご説明いたします。

総務費は2398万2000円、後期高齢者医療広域連合納付金が5億8304万5000円で、歳出全体の94.3%を占めております。保健事業は1098万2000円になります。歳出合計が6億1837万円で前年度対比308万8000円の増加となっております。

保険料の収納状況です。第1-2表、合計のみご説明させていただきます。

調定は3億4115万1730円、収納済額が3億4070万1850円、収入未済額が40万1180円、収納率は99.87%となっております。

ここで歳入の収入未済額及び不納欠損についてご説明を申し上げます。特別会計決算書の81ページと82ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料、1節現年度分、収入未済額78万890円。未納の主な原因は、行方不明、生活保護見込み、分納中、その他となっております。その他については、保険証の受け取り拒否、郵便物受け取りの拒否、連絡がつかない人となっております。2節過年度分不納欠損額29万5460円、内訳は、行方不明、生活保護見込み、死亡者となっております。収入未済額48万5410円、未納の主な理由についても同じく行方不明、生活保護見込み、分割納付中、その他となっております。

続きまして、成果報告書に戻りまして139ページをごらんください。

被保険者数等第2-1表、第2-2表、平成30年度末の被保険者数は9,105人で、前年度より121人減少しております。所得階層別の内訳ですが、低所得者Ⅰ1,698人、低所得者Ⅱ3,474人、一般3,772人、現役並み所得者161人となっております。

Ⅲ. 医療費の状況、第3-1表、給付費です。平成30年度と前年度の増減の合計を説明させてい

たきます。件数が2,924件の減少、金額も346万8957円の減少となっております。

続きまして140ページをごらんください。

第3-2表、支給費、平成30年度と前年度の増減の合計をご説明させていただきます。件数は1,613件の減少、金額も604万851円の減少となっております。

第3-3表、医療費、平成30年と前年度の増減について、1人当たりでご説明させていただきます。件数については、前年度と変更ありませんが、金額では7万3157円で、889円の増加となっております。

特定健診の受診状況ですけど、第4-1表、平成30年度の受診者数と受診率をご説明させていただきます。受診者数は1,130人、受診率は13.8%で、昨年度に比べて受診者数は151人減少していますが、受診者対象数が減少したため、わずかではありますが受診率は増加しております。

以上で、認定第5号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○源厚生分科会長

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

成果報告書の140ページの3-2表の支給費ですけれども、柔道整復師の施術からあんま・マッサージ・はり・きゅうまで、特に柔道整復の国保連経由というのが昨年と比べて件数がかなり減っているんですけども。何か原因がわかっておれば教えていただきたいと思えます。

○松本市民課長

全体的に金額が減っているということしか今のところつかんでないんですけど、被保険者がかなり減少してますんで、それに伴って全体的に下がっております。

○河野委員

特定健診の受診状況、去年と比べてそんなに率では変わってないようなんですけれども、それでも受診率13%台、余りにも低いと思うんですが、啓発というか、受診を促すようなことはされておりますか。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時00分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前10時00分)

○松本市民課長

今年度に未受診者の勧奨はがきを出すようにしております。特に後期高齢者の方は既に病院にかかれており、特定健診をする人がかなり少ないのもちょっと原因となっております。

○二宮委員

139ページの被保険者のところですけども、冒頭の説明で昨年から9,226人から9,105人と121人減っているというふうに説明があったんですけども、団塊の世代が今から75歳に入ってくるんですかね。被保険者の今後の見込みは、もしわかりましたらお願いをしたいと思います。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時01分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前10時02分)

○松本市民課長

令和3年度から増える形になって、2025年問題ということで6年後にはピークを迎えるような形になります。

○源厚生分科会長

ほかに質疑ありませんか。

○酒井委員

所得割の9,105人の中で、現役並みが161人ですけど、その部分をわけてあるのはどれぐらいからなんですか。所得で分けてあるんですか、収入で分けてあるんですか。

○松本市民課長

所得で145万円の被保険者の方が対象になります。

○酒井委員

145万円以上が現役並みということになるんですか。そんなに低いんですか。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第5号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員であります。

当分科会として、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時04分)

【環境衛生課】

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前10時15分)

ただいまより、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分についてを議題といたします。

まず歳入について、佐々木課長より説明をお願いいたします。

○佐々木環境衛生課長

それでは認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の環境衛生課所管分について、まず、決算書の収入未済額及び不納欠損額についてご説明をさせていただきます。

一般会計決算書の23ページと24ページをお開き願ったらと思います。

12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料の収入未済額5万6320円のうち、環境衛生課所管分は5万5000円であります。内訳は、光浄苑使用料(過年度分)1万5000円、帰楽苑(過年度分)4万円でございます。主な原因は、経済的な問題や納付意思の欠如などがございます。今後も順次督促を継続し、収納に努めてまいりたいと考えております。

続いて27ページ、28ページをお開き願います。同じく、12款2項手数料、2目衛生手数料、2節清掃手数料の収入未済額2,900円でございます。内訳としまして可燃ごみ処理手数料、事業系が1件900円、ふれあいごみ収集手数料の2件2,000円でございます。主な原因としましては、経済的な問題や病院入院中により徴収ができなかったものがございます。現在、可燃ごみ処理手数料の事業系900円とふれあいごみ収集手数料の1,900円については徴収済となっております。ふれあいごみの分の100円が今残っているところでございます。今後も順次督促や訪問等を行って、収納に努めてまいりたいと考えております。

なお、不納欠損についてはございません。

以上で、収入未済額及び不納欠損額についての

説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○源厚生分科会長

それでは環境衛生課所管分歳入についての説明をいただきました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは以上で質疑を終結といたします。

続きまして、通告事業の審議に移りたいと思います。

環境衛生課所管分、決算書は167ページになります。可燃ごみ処理委託事業についてを議題といたします。

佐々木課長の説明をお願いいたします。

○佐々木環境衛生課長

続きまして、決算における主要な施策の成果報告書に基づいて、事前通告がございました事務事業について、ご説明を申し上げます。

成果指標116ページでございますが、上段の可燃ごみ処理委託事業をごらんいただいたらと思います。

この事業につきましては、市全域からの一般廃棄物として排出された燃やすごみを八幡浜市の南環境センターで焼却処分の委託を行っております。3年に一度委託料の見直しを行っておりますが、平成30年度につきましては、トン当たり2万9810円の委託料となっております。委託金額につきましては、成果報告書に記載のとおりでございます。実績の評価としましては、可燃ごみ処理費用につきましては、現在横ばいの状況でございます。可燃ごみ処理手数料の増によりまして、一般財源は567万6000円減となっております。今後も市民の皆様のご理解とご協力をいただいて、ごみの分別、削減に努めてまいりたいと考えております。

以上で可燃ごみ処理委託事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○源厚生分科会長

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河野委員

委託料については横ばい状況であるということ

ですけれども、ごみの量の実績、微増ではあるんですけども減少する努力というか、それを進めていって、なお一層の費用減にしてもらったらと思うんですけども、何か手を打たれておりますか。

○佐々木環境衛生課長

現在ごみの焼却量の推計としましては、合併当時から平成17年ぐらいが一番多くて8,200トンぐらいのごみの量がありました。それで昨年が7,560トン、29年が7,559.32トンということで、大体7,500トン前後を推移してきている状況がございます。環境委員会で委員さんにごみの減量化を進めるといって、いろいろ分別項目も増やして、順次削減に努めておるところで、大分その削減自体がいったいばいばいに来ているのかなというところで、あと出せれるっていうところは紙ごみ、可燃ごみから紙ごみに幾ら分けれるかっていうところを環境委員会でもお願いをしております。あとは、可燃ごみは重量でいきますので、ある程度その水分を切ってもらおうというようなお願いをしているところでございます。

そういったことで水分を切ることと可燃の紙ごみ、小さい紙を資源ごみに回してもらおうというようなお願いをしているところでございます。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

○信宮委員

ただいま言われましたように重量でいくということで、水分を切るということなんですけど、大体水分を切る言うたら生ごみだと思んですけども、量を減らすということに直結するのにはやっぱり生ごみをコンポストなり処理することのほうが大事になってくるんだと思いますけれども、そのあたりのコンポストなどの取り組みとかは最近はどうなっているのかということが1点と、それから委託料がずっとだんだん下がってはきておるんですが、これはまた八幡浜の施設がいずれまた工事、やり替えをするようになったらまた単価が上がっていくのかどうなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○佐々木環境衛生課長

水分を減らすということでそういったコンポストの補助ということで、市も単独事業で電気式と手動式の生ごみ処理機、あとコンポスト等の補助事業は実施をしております、その辺で減量化を

努めたいというところでございます。その補助の分としましては、電気式のごみ処理機につきましては5年に1基、補助率が2分の1で2万円が限度。手動式につきましては、同じく5年に1回の2基ということで、限度額が5,000円。コンポストにつきましては、3年に2基で補助率が2分の1で3,000円ということで、平成30年の実績としましては、電気式が4台、手動式が1台、コンポストが21台の補助を行っているところでございます。

八幡浜環境の処理委託料につきましては、実際八幡浜市の運営費等から試算をして、3年に1回見直しを行っているところでございます。委員言われますように将来的にはまた施設を取り壊して新しく建てるというような情報が令和12年ぐらいにはやらないといけないのかなっていうような情報もございます。その見直し時期としましては、補助の関係があるので5、6年前にはある程度八幡浜市さんも検討をかけたということなので、令和5、6年度ぐらいにはどうするかっていう話になろうと思っております。またその金額も実際委託料っていうのが、全体のごみの量を八幡浜、伊方、うちで案分して計算等もしますので、そういったことで負担金、また修繕等がありますと当然上がってきますので、その辺を考慮しながら八幡浜市がその計画、前年の3カ年を見まして金額を決めている状況なので、うちのほうも少しでもごみを減らしていきたいというようなことで考えております。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時28分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前10時36分)

暫時休憩中にちょっと通告外にはなりますが、昨年の豪雨災害を受けて、西予市内の災害ごみ処理に関して質疑がございましたので、それについて佐々木課長より説明をお願いいたします。

○佐々木環境衛生課長

災害ごみの関係ですが、決算書の169、170ページの上段でございます。

災害廃棄物処理事業の5億1477万2755円、被災建物等解体・撤去支援事業で1億6757万9700円の支出があります。

歳入としましては、33ページ、34ページになります。

国庫支出金の衛生費国庫補助金、2節清掃費国庫補助金、災害廃棄物処理事業費補助金2億9892万8000円でございます。こちらについては、先ほど申しました歳出の2分の1が国庫補助金ということで、概算払いの請求をしましてこの2億9892万8000円が入っている状況でございます。詳細につきましては、一覧表をつくりましてご報告させていただいたらと思っておりますが、ごみの量としましては、31年3月末で1万2269トン、直近の8月末で2万3823トンのごみの処理をしております。被災建物につきましては3月末解体が、公費で62件、自費解体が8件の70件、直近の8月末現在で、公費解体が126件と自費解体が10件あって、合計が136件となっております。この数字は建設課で工事発注関係をお願いしておりますので、工事完成検査が終了した件数となっておりますのでございます。詳細は後日資料をつくりまして報告させていただいたらと思っております。

○酒井委員

今回の災害でこのようなたくさんの金額、たくさんの量が出ていたわけですが、また、東南海地震のときには、それ以上のものが出ると想定されております。このあたりにつきまして、今回の災害を糧にして、総括をしていただいて、こういうときにはこう、そしてこういうときにはこうというような形の、また災害ごみの置く場所も各地区まだ決まってないと思います、いろんな形のものやっけていって進めていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○佐々木環境衛生課長

先ほどの政策提言にございました廃棄物処理事業の策定をとということで、今年度取り組みを現在している状況で、その中で計画を策定する予定にしております。また結果が出ましたらご報告させていただきますと思います。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員であります。

当分科会としては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時40分)

【健康づくり推進課】

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前10時54分)

ただいまより健康づくり推進課所管分の審査に移ります。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分についてを議題といたします。

まず歳入について、沖村課長より説明をお願いいたします。

○沖村健康づくり推進課長

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の健康づくり推進課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について説明をさせていただきます。

なお、3事業のうち、巡回診療車運営事業については、今年度、医療対策室が組織改編により生活福祉部から医療介護部に所管替えいたしましたので、改めて医療対策室から説明をさせていただきます。ご了承ください。

まず、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」に係る健康づくり推進課所管分について、決算書に基づき、収入未済額をご説明申し上げます。

一般会計決算書の23ページ、24ページをお開き願ひします。

12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料の収入未済額5万6320円のうち、宇和保健センター使用料、1件1,320円の未収がございました。原因は、相手方の失念とこちらの確認不足によるものでございますが、事情を説明後、すぐに納入いただいております。

なお、不納欠損はございません。

以上で、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」のうち健康づくり推進課所管、収入未済分について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○源厚生分科会長

ただいまの件について、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは、歳入についての質疑を終結といたします。

次に、通告事業についての質疑に入りたいと思います。

健康づくり推進課所管分については、温泉巡回バス事業、予防接種事業の2事業についての説明をお願いしております。この事業についても、一括してご説明いただいた上で、一括質疑という形にしたいと思います。

それでは沖村課長より説明をお願いいたします。

○沖村健康づくり推進課長

続きまして、主要な施策成果報告書の74ページの下段、温泉巡回バス事業をごらんください。決算書は157ページになります。

この事業は、クアテルメ宝泉坊、カロト温泉、游の里温泉、塩風呂はま湯の西予市内4カ所の温泉施設を無料バスで巡回し、利用者の健康増進や介護の予防を図り、また、市民の健康づくりと温浴施設の利便性を高めることを目的として、平成18年度から実施しているものでございます。当バスの運行は、バスの適正な管理及び常時運転手が確保できる市内業者に委託しており、月ごとに、月曜、水曜、第1・第3・第5木曜、金曜日の曜日によって、それぞれ5つの巡回コースを設定しております。みずからの交通手段を持たない方々が、市内各地からそれぞれの温泉施設を利用することができ、健康福祉面からも効果が期待できます。

しかしながら、平成30年7月豪雨災害では、いずれの温浴施設も被災し、比較的早く復旧したはま湯以外、カロト温泉を廃止し、游の里温泉及びクアテルメ宝泉坊は、平成30年12月下旬、平成31年4月下旬にそれぞれ再開となるまで、長期間の休業を余儀なくされました。温泉巡回バスもそれぞれの施設の復旧にあわせて、順次コースを再開いたしました。

平成30年度の年間利用者数は2,120人で、前年より1,441人の減となっていますが、これは、前述の温泉施設が被災し、休止したことによる利用者数の減と考えております。また、1日当たりの

乗車人数も16.1人で、乗車目標の20人に対して約2割の減となりました。平成18年11月にバスを導入して13年目です。走行距離も40万キロを超え、修理費などの維持費が増加しているところであります。

また、現在市では、温浴施設経営に係る民間公募を進めている最中であり、その動向を注視しながら、今後の温泉巡回バス事業の方向性について検討を進めたいと考えております。

以上、温泉巡回バス事業について説明を終わります。

次に、成果報告書75ページ上段、決算書では159ページになります。

予防接種事業をごらんください。

ここで訂正をお願いいたします。平成30年度実績として、定期予防接種率を50%としておりますが、61.3%で修正をさせていただきたいと存じます。これは健康管理システムによる数値の求め方に錯誤が生じたため、修正が必要になったものです。このことから、平成29年度実績についても、定期予防接種率が56%から62.7%、定期予防接種延べ人数1万5355人が1万6186人となります。大変申しわけございません。

予防接種事業であります。予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生予防及び蔓延予防のため、乳幼児や高齢者に対して適切な接種年齢、間隔で接種するよう医師会等の協力を得ながら勧奨を行い、実施している事業であります。

定期予防接種については、A類B類の2種類の予防接種があり、A類は主に乳幼児等が対象で、接種の努力義務があり、集団予防に重点を置き、被摂取者負担はありません。対象疾病は、ジフテリア、百日ぜき、破傷風、ポリオ、日本脳炎、麻疹、風しん、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘の予防接種があります。新しいものでは、平成28年10月からB型肝炎が定期予防接種に追加されております。B類は個人予防に重点を置き、高齢者を対象とした任意接種で、接種者の負担が必要であります。対象疾病として、インフルエンザと高齢者の肺炎球菌感染症があります。

繰り返しになりますが、平成30年度の定期予防接種延べ人数は1万5584人で、接種率は61.3%でございます。

また、平成30年度の決算額は8639万403円で、主に医療機関への予防接種委託料やワクチンの医薬材料費になります。平成30年度予防接種事業の不用額は、全体で184万7334円であり、近年の実施状況等を考慮し、3月に779万円の減額補正を行いました。それ以上に予防接種者数の見込みが下回りました。定期予防接種は出生届や健診、相談事で説明をし、接種勧奨を行っています。さらには、個別の通知、関係機関への勧奨依頼も進めており、事業は確実に執行できていることから、住民サービスへの影響はないと考えております。

以上で、予防接種事業の説明を終わります。

2事業について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○源厚生分科会長

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮委員

温泉巡回バス事業なんですけど、それぞれの施設が指定管理者から民間で見直しということですが、いろいろな面で検討されとると思うんですけども、現在の範囲で、この検討の状況というのを委員会の中で報告できる範囲で、ちょっとお教え願えたらと思うんですけども。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時06分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時06分)

○藤井生活福祉部長

温泉巡回バスの今後につきましては先ほど課長が申しましたように、温泉施設が、指定管理者の改革ということで、民間へ無償貸し付けとか無償譲渡というところで今進んでおりますので、バスの運行につきましては、ただいま料金が無償ということとなっております。それとさっき説明しましたように、バス自体の老朽化も進んでいますので、そういったところも検討しながら、今後、市で運行するのかなのかというのは、今後、理事者も交えて今後検討していこうということで、現状ではまだはっきりとは決まっております。

○宇都宮委員

バスの運行についての結論というか、いつごろまでに出そうとか期限とかいうのは決めてから検

討されとるかどうかその1点だけちょっとお伺いします。

○藤井生活福祉部長

令和2年度の当初予算には結論を出したいというふうを考えております。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤厚生副分科会長

予防接種事業のところですけども、B類であれば、接種率が30%ってということですけども、これはインフルエンザともう一つ、肺炎球菌感染症があるようなんですが、肺炎球菌が低いから30%ということになっているんでしょうか。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時08分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時08分)

沖村課長お願いします。

○沖村健康づくり推進課長

B類につきましては、高齢者のインフルエンザと高齢者の肺炎球菌、この2つがございまして、高齢者の肺炎球菌につきましては、65歳以上で最初の1回分だけ、こういう負担がされるということで、大体8,000円ぐらい必要になります。そのうち、個人負担が4,000円でございます。高齢者のインフルエンザにつきましては、1,000円の負担であるというようなことから、この金額によって、接種率が変わっているんじゃないかなというふうに推測をいたします。

○加藤厚生副分科会長

30%というのはインフルエンザは割合にしたら30%よりもかなり高いのではないかなと思うんですけどそういうことはないんでしょうか。

○沖村健康づくり推進課長

手元の資料によりますと、インフルエンザが57.2%、それから、肺炎球菌については34.8%の接種率となっております。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時11分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時11分)

○沖村健康づくり推進課長

ただいまの接種率ですが、改めて精査をさせていただきます報告をさせていただきたく存じます。

○源厚生分科会長

よろしくお願ひいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

予防接種事業ですけれども、今のB類疾病については30%、これが数値的におかしいということになればまた話は別ですけれども、やはり予防で自己負担とる、インフルエンザやったら1,000円、肺炎球菌で4,000円ということですが、これをもう少し公費負担を増やして受診率を上げる。そうすると全体の医療費も下がるのではなかろうかと考えます。予防接種事業で8600万ですけれども、あと1000万打ち足しするとか、そういったことで予防接種率を上げて、最終的には医療費の削減につながるような検討をさせていただいたらと思います。

○沖村健康づくり推進課長

このことにつきましてはまた、近隣の事例などを参考にしながら検討させていただきたいと存じます。

○源厚生分科会長

ほかにありませんか。

○二宮委員

温泉バス巡回事業ですけれども、去年の豪雨災害があつて、温浴施設が閉鎖される中、例えばはま湯が先できたときでも市内全体を温泉バスが回っていたんですかね。

○沖村健康づくり推進課長

全ての5コースございまして、この中で、はま湯行きの便が2コースございます。そして、宝泉坊行きの便が3コースございます。はま湯につきましては、比較的早くから再開をしましたので、そのまま温泉巡回バスも再開をしましたが、宝泉坊につきましては、ことし4月まで休業ということでしたので、游の里が12月に再開後は、游の里までの便としておりました。したがって7月の宝泉坊の再開までは、最終としてのクアテルメまでの便はなかったということでございます。

○二宮委員

実績で、回数が前年より181から133と減っているというのと反比例して、事業費が330万から450万に増えているというのは、先ほど説明があったバスの修理とかそういうものと理解したらいいんでしょうかね。

○沖村健康づくり推進課長

そのとおりでございます。

○源厚生分科会長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員であります。

当分科会として、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時16分)

【福祉課】

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時29分)

続きまして、福祉課所管分の認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題いたします。

まずは歳入について、長野課長より説明をお願いいたします。

○長野福祉課長

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」の福祉課所管分について、決算書に基づき、収入未済額及び不納欠損額をご説明させていただきます。

一般会計決算書の67ページ、68ページをごらんください。

19款諸収入、5項雑入、2目心身障害者扶養共済金収入、1節心身扶養共済制度加入者負担金収入未済額110万6474円であります。内訳は、加入者負担金(現年度分)20万100円、加入者負担金(過年度分)90万6374円です。主な原因といたしましては、経済的な問題や既に脱退されている方で、脱退一時金も支払われないことから、納付を拒否されているような状況です。今後も順次督促を継続し収納に努めてまいります。

続きまして、一般会計決算書の69ページ、70ページをごらんください。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節民生費雑入、収入未済額638万5845円のうち、福祉課所管

分は、生活保護返還金（現年度分）224万8451円、（過年度分）285万7764円の合計510万6215円であります。保護開始後に資力が判明した場合や保護受給中に収入があった際に届け出を怠り、後日判明した場合、支給した保護費を返還していただくものです。保護開始時には、収入があった場合には必ず申告していただくよう説明を行っていますが、申告されない場合が多く、収入が判明した時点では既に手元に残っていない方がほとんどです。分納していただくなど、返還しやすいよう努めておりますが、ケースワーカーが個別訪問し、納付勧奨も行っており、完納には時間もかかり、納付が難しい方が多いのが現状です。

特に、平成30年度は、平成29年8月から老齢年金の受給資格が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格が発生した方が年金を請求し受給開始となったものの、申告されない場合が多かったために返還金が発生し、未済額も多くなっております。

なお、不納欠損はございません。

以上で、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」の福祉課所管分の収入未済額についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○源厚生分科会長

以上で歳入についての説明が終わりました。

質疑はありませんか。

これ私知らないんで1個教えていただきたい。生活保護って基本的に法定受託事務になると思います。基本的には一般財源である程度市が負担していると思うんですけど、例えばこういった形で当然返されない方も当然いらっしゃるんで、なった場合っていうのは、その金額例えば100万円なら国4分の3、市4分の1だと書いてある、そうだと思うんですけど、その分で国からお金もらって渡します。その分って国に返す必要っていうのはあるかどうかちょっと教えてもらったら助かるんですけど。

○梶原福祉課係長

平成30年度調定額分につきましては、今回平成30年度の国庫負担金の算定に、その分をあらかじめ引いて、その引いた額を国庫負担金としていただいておりますので、あらかじめ調定額を引いて計算しております。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○源厚生分科会長

それでは歳入についての質疑は以上で終了いたします。

続きまして、通告事業3件について長野課長より説明をお願いしたいと思います。

福祉課所管分は、福祉避難所機能強化・整備促進事業、地域生活支援事業、日常生活用具給付事業の3事業でございます。

それでは長野課長より説明をお願いいたします。

○長野福祉課長

それでは福祉課所管分につきまして、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について順に説明させていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書79ページの上段、福祉避難所機能強化・整備促進事業をごらんください。

この事業は、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した各福祉施設に福祉避難所を開設するために必要な備品等を市が購入し、各指定福祉避難所へ配置し、機能の充実を図るものです。指定福祉避難所が有効に機能するための物資を事前に整備することにより、地域における災害時の要配慮者支援体制を強化するとともに、指定福祉避難所においては、より実効性の高い開設訓練を実施することにより、福祉避難所の機能の充実を図ることが出来ます。

またこの事業は、愛媛県が平成29年度から福祉避難所地域連携整備促進事業として取り組んでおる事業の一つで、市としましても、積極的にこの補助金を活用し、今後も継続して福祉避難所の機能強化・整備促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、81ページ下段、地域生活支援事業をごらんください。

この事業は、障がい者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活が営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、地域での生活を援助するために相談体制の充実を図り、個々に応じたサービスの提供を行うものです。主な事業といたしましては、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、移動支援事業、日中

一時支援事業、身体障害者自動車運転免許取得補助金、身体障害者用自動車改造費助成金があります。

事業の評価及び今後の方向性ですが、相談支援事業を初め、地域の実情や障がい者のニーズに合った柔軟な対応ができる各事業を提供することによって、障がい者の地域での生活支援が行われており、今後も継続して、障がい者の方々が地域の中で安心して生活できるよう、お一人おひとりに寄り添いながら、事業の充実を図っていききたいと考えております。

最後に、主要な施策の成果報告書にはございませんが、事前に通告のごございました日常生活用具給付事業について、決算書及び資料をもとにご説明いたします。

決算書は137ページ、138ページをお開きください。資料は、日常生活用具給付事業成果報告書になります。

この事業は障がい者や難病患者に対して、その障がい種別や障がい状況に応じて、日常生活の便宜を図るための用具を給付する事業で、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業となっております。国が示す参考例の種目を対象品目と定めております。実績としましては、事業費の約8割をストマ装具が占めており、そのほかには、視覚障がい者用時計や拡大読書器、入浴補助用具などを給付しております。近年においてはさまざまな用具が開発され、また進化しており、障がい者のニーズも多様化しておりますので、実情に合わせて、用具等の追加について検討し、適正な事業の実施を行いたいと考えております。

以上で、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○源厚生分科会長

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

2点お伺いします。1点目の地域生活支援事業のご説明の中に相談支援事業所というのが4カ所というふうを書いてあったんですけども、その4カ所を教えていただきたいなというのが1点とあと日常生活用具給付事業の中で、聴覚障がい者

用の人工内耳について、電池の交換を実際今されていると思うんですけども、その実績等をお知らせ願いたいと思います。

○長野福祉課長

相談支援事業につきましては、西予市では4カ所に委託契約をしております。西予市内にございます希望の森、コスモス。それから八幡浜市にございます地域活動支援センターくじら。鬼北町にございます南愛媛療育支援センターの4カ所になります。人工内耳の電池交換につきましては、平成30年度の実績は2件支給をしております。

○二宮委員

この人工内耳の件につきましては、導入当時、いろいろ当時の部長とご相談したときに、僕の認識では、電池じゃなくて装備自体の補助ということで理解をして、それで日常生活用具の中に取り入れますというふうに戻答してもらったと思っただら、実際にはそうじゃなくて、電池だけという状況になったんですけども、県内の状況、また、そのところの経緯をもう1回お聞かせ願いたいと思います。

○長野福祉課長

人工内耳の装備につきましては、これは医療器具になりまして、日常生活用具の対象にはならないと解しております。ただ、一度医療で、装備をつけられた後に、5年経過後ぐらいに、やはり取りかえが必要になってくろうかと思っております。その際に、医師の判断によって、医療で措置されるようであれば、医療用装具として交換していただくんですが、その対象にならない場合には、民間の保険などで対応している場合もございますので、そういった民間の保険等にも入られてなく、個人で全て負担しなければならないような状況がある場合には、当然こちらの日常生活用具の一部として考える必要があろうかと思っておりますので、今後検討したいと思っております。

ただ、この人工内耳の装備とか、電池につきましては、国の定める日常生活用具の一部にはなっておりませんので、国・県の補助の対象になりません。そのため市単独事業となっております。その関係で、県内でも対象としているところもありますし、日常生活ではないところで対応している市もございますので、今後県内の状況を確認しながら、西予市としても対応していきたいと考えております。

○二宮委員

先ほど説明いただいた医療器具として、医師の判断であと保険の状況とあると思うんですけども、対象となる聴覚障がい者の協会の皆さんに、そういうところがはっきりわかるように周知をしていただきたいのと、極力早く給付できるような結論を出していただきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

○源厚生分科会長

福祉避難所、平成29年度に事業が始まって記憶が確かなら5カ年計画ぐらいだったような気がするんですけども、2年終わって3年目に入ります。現在の福祉避難所16カ所あるうち、何カ所ほど整備されたのか。また、今年度整備される、計画どおり終わるのか、そこら辺を総合的に伺います。

○長野福祉課長

西予市の指定福祉避難所は現在16カ所ございます。平成29年度に5カ所整備いたしましたして、平成30年度も5カ所整備しております。残り6カ所となっておりますが、今年度につきましては、新たに、現在指定しているところではないところを指定する予定にしております。その際には、県の補助の上限額が指定済みのところで20万円が限度なんですけど、新たに指定する場合は56万円の限度額となりますので、充実した機能整備ができるのではないかと考え、今年度につきましては、その新たな事業所を含めまして、3カ所予定をしております。次年度につきましても、残りのところを順次整備していこうと考えております。

○源厚生分科会長

避難所の指定自体は危機管理課になると思うんですけど、特にあれなんですけど、最初平成29年2月に福祉避難所を指定されて、要はその各町であると、基本は高齢者施設がほぼで、障がいを持たれている方もいるだろうし、包括的に16カ所あって足りるのかどうかって言われたときに、恐らく災害の種類っていうか、地震があったり大雨があったりいろいろあると思うんで、とにかくそこが機能するってということと、そのために今機能強化の施策を進められていると思うんで、今後とも福祉避難所というのは絶対必要になってくると思いますので、そのあたり鋭意検討していただければと思います。

○二宮委員

もう1点、地域生活支援事業の中で先ほど、4事業所お聞きしたんですけども、ちょっと僕が思ったイメージと違いましたんで、例えば障がい者のお宅に訪問する人が、市内の中で、どのぐらいおられて。多分社協なんかもそういうのに入っていないのかなとちょっと思うんですけども、そういうケアしていただける、恒常的に訪問したりしている事業というのは、どのぐらいの人でやられているのか、もしわかればお願いしたいと思います。

○長野福祉課長

相談支援事業所の相談員が、それぞれ3名ずつほどいらっしゃいまして、障がい者の方の自宅にも訪問して、相談があればその方々の相談に応じております。また市外の事業所につきましても、ご希望があればご自宅に伺って相談を伺っているような状況です。

今ほど二宮委員がおっしゃった社協のと言われるのは、恐らく居宅サービスになってくろうかと思えます。今、お話ししました相談支援事業所というのは、そういった事業所と障がい者の方を結びつける役になりますので、事業所と障がい者の方々の双方のお話を伺いながら、サービス計画を立て、サービスを提供できるように仕組みをつくらせている方々が相談員になろうかと思えます。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

成年後見人の国の指針が厳しくなったり緩くなったりというような指定ですね。その範囲がいろいろ変わっているように思うんですが、西予市はどれぐらいの人が、どういう職種の人が成年後見人に現状なって、今後どのようになっていくんですか。

○長野福祉課長

成年後見人につきましては、一般的には専門職の方が多く、弁護士であったり、司法書士の方であったりという方が対応していただいているかと思えます。

現実的に障がい者の方で成年後見制度を利用されている方が、実際どのぐらいあるのか市では把握できていないのが現状ではございます。というのも、本人さんとか、またはご家族の方が裁判所に申し立てをされまして、それで決定をするような内容ですので、どの方に成年後見がついている

というふうなことを福祉課で把握することは困難かと思っております。

今後の見通しとしましては、現在各事業所が、社会福祉法人が法人後見に取り組んでいらっしゃるにしまして、今後は、一弁護士という形ではなく、法人として、法人後見に取り組んでいただけるのではないかと考えております。

○酒井委員

国もそちらのほうで進んでいっていきんだらうと思うんですけど、悪く言えば市長もできるんですよねこれ。市長もできるんです。それで、お聞きするのは、これをしっかりとらえてないとまた事故とか、そういうものが全国で発生してますんで、福祉事務所でこういう把握をしっかりとらせることはできないんですか。後見人が西予市の中に何人ぐらいあって職種はどういう方が、これを厚生省で職種の範囲は決められてますんでね。その範囲の決められた人がどういう方がなってるのかな、しっかりとつかまえる必要があるんじゃないかなと思うんですけども、今のところつかまえる方法はないという答弁でございますけれども、何かの方法で把握する必要があるんじゃないかなと思うのが実情でございます。

今んとこ大体施設の法人はとらえておるということは私もわかってますけど、これは今後どんどん出てくるとお思いますので、そのあたりも、申請するのは、首長に申請して依頼して首長が誰かにお願いするということができるんで。そのあたりも含めて、とらえとっていただきたいなと思います。

○長野福祉課長

成年後見の申し立てを市長申し立てで行うことはできます。その場合は、市で把握して、障がいであれば福祉課で対応させていただいておるところですが、個人的に申し立てをされて成年後見人がつかれた場合というのは、ちょっと市で把握するのは困難なことではないかと考えております。

○酒井委員

細かく言えば、成年後見人は、全国どこの人であっても、東京の弁護士であっても構わんわけでしょう。そのあたりが、現実には把握されてしている形を、これは裁判所が認定するわけですから、裁判所のほうで情報開示とか個人情報になるのか、そのあたりも調べておいていただきたいなと思います。

○源厚生分科会長

それでは通告外ですのでこのあたりで打ち切りたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員であります。

当分科会として、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時54分)

【健康づくり推進課】

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時03分)

健康づくり推進課沖村課長より報告がありますので説明を求めます。

○沖村健康づくり推進課長

先ほど説明申し上げました予防接種事業の成果報告書の訂正について、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど申し上げましたが、定期接種率、平成29年度の実績が56%から62.7%、平成30年の実績を50%から61.3%、そして、定期予防接種延べ人数が1万5355人から1万6186人への訂正をお願いいたします。

また、実績評価報告の中で、下から2行目の65歳以上の対象接種率も約30%とありますけれども、この分については53.2%、そして、戻りますけれども、4行目の接種率も約90%、これについては、正しいほうが88.8%というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○源厚生分科会長

それでは、報告は以上となります。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時04分)

【子育て支援課】

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時06分)
続きまして、子育て支援課分の審査に移り
ます。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳
出決算の認定について」議題といたします。

まずは、歳入についての説明を求めます。

○松田子育て支援課長

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般
会計歳入歳出決算の認定」につきまして、子育て
支援課所管分につきまして、決算書に基づき、歳
入についてご説明させていただきます。

一般会計決算書の23ページと24ページをごらん
ください。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費
負担金、2節児童福祉費負担金、収入未済額249万
4383円であります。内訳の主なものとしまして
は、公立保育所保護者負担金、過年度分を含む未
納分が111万4593円、私立保育所保護者負担金の
過年度分を含む未納分136万790円となっております。
保育料の滞納者は、公立11人、私立12人であ
ります。過年度にわたり未納が継続している方も
あります。滞納分について、児童手当からの引き
落とし、文書、電話連絡等による督促を繰り返し
行うことで納入促進に努めています。その成果と
して、過年度滞納している世帯で、今年度から納
入計画について相談の上、計画どおり納入ができて
いる方も見られています。収納率向上に向けて
引き続き取り組んでまいります。

不納欠損11万7000円につきましては、保育料を
過年度滞納している方が、平成26年7月から住所
は置いてあるんですけれども連絡不能となり、5
年経過した分を不納欠損したものであります。

以上で、西予市一般会計歳入歳出決算の認定に
つきまして、子育て支援課所管分、歳入の説明を
終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○源厚生分科会長

それでは歳入についての説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

今課長のご説明の中にあつた子ども手当から
の、こっちで勝手に引いていくみたいな話ですか
ね、そこは実際にしよるんですか。

○松田子育て支援課長

今の二宮委員のご質問なんですけれども、勝手
に引くことはもちろんできないんですが、本人の
了承、世帯の了承を得て、また差し引き額も了承
を得た金額を差し引きさせていただいておりま
す。

○源厚生分科会長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは、歳入についての質疑は以上で終結と
いたします。

次に、通告事業5事業について理事者の説明を
求めたいと思います。

それぞれ説明する形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは、最初に、乳幼児・児童医療費助成事
業について説明をお願いいたします。

○松田子育て支援課長

子育て支援課所管分につきましては、主な施策
の成果報告書の66ページと68ページから70ペー
ジとなっております。最初に、66ページ上段、乳幼
児・児童医療費助成事業をごらんください。

この事業は、西予市乳幼児及び児童医療費助成
条例及び西予市乳幼児医療及び児童医療費助成施
行条例規則に基づき、市内に住所を有するゼロ歳
から小学校就学前までの乳幼児の保健診療による
通院、入院医療費自己負担分及び小中学生の入院
医療費に加えて、平成30年4月から通院医療費の
2,000円を超えた自己負担分について、市が助成
するものです。

乳幼児及び児童が安心して、医療機関に受診す
る環境を整備することにより、乳幼児の死亡軽減
や障がいの発生を予防し、保護者の子育てにかか
る経済的負担を軽減することを目的とし、安心し
て子育てができる環境づくりのため助成を行うも
のです。

事業費につきまして、財源といたしましては、
就学前までの入院費、ゼロから3歳までの通院医
療費、3歳以上就学前の通院医療費のひと月当
たり2,000円を控除した額につきましては、県の2
分の1補助がありまして、補助金は2012万3000円
となっております。その他の3歳以上就学前の通
院医療費2,000円未満、小中学生の入院医療費、
小中学生の1人当たりひと月2,000円を超えた通

院医療費につきましては、市の単独事業となりまして、一般財源となっております。小中学生医療費の拡充によりまして、延べ給付件数と扶助費は、小学生が1,692件557万4730円、中学生が489件172万2500円でございます。予算額6664万円に対し決算額6319万円で不要額は345万円となっております。執行率は94.8%でございます。不用額につきましては、助成の拡充をしました児童の通院助成の申請数の予測が困難であること、2月、3月はインフルエンザ等の流行による医療費増加の恐れがあることから、対応のための必要経費として残したものです。事業は確実に執行しており住民サービスへの影響はありません。

課題といたしましては、今後、松山市、今治市が今年度中に小中学生の通院医療費の無料化の実施予定となっております、当市におきましても、医療費助成への市民の要求が高まることが予測されますが、災害対応等で、財源確保の点から、早急に取り組むことは困難であると予測されます。

今後の拡充の方向としましては、歯科通院医療費の無料化など段階を踏んでの検討が必要と考えます。

以上で説明を終了いたします。

○源厚生分科会長

それでは、ただいまの事業についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

平成30年度からこの事業は、小学生以上が対象になって医療費については2,000円以上については公費負担をします。恐らくこの分だけで、事業費として大体増えている部分が1000万ぐらいなんですそれかなと思うところもあるんですけど、実際に小中学生の通院医療費の分というのはどれぐらいあったのかというのを教えてください。

○松田子育て支援課長

先ほど報告の中に申しましたが、延べ件数の中の扶助費が、小学生で通院のみをとらえますと557万4730円の増加、そして中学生が172万2500円の増加となっております。

○源厚生分科会長

要は月に合計金額が2,000円を超えた分がもうオッケーだと思うんですけど、割合親御さんの中に、それを1回2,000円だと思われる方が結構お

られるのではないかということを感じるんですけど。周知っていうのは例えば医療機関を受診されたときにそういった周知がされているのかどうかっていうことをお尋ねします。

○松田子育て支援課長

周知につきましては、各学校の、特に新小学1年生に対しましては通知を出しております。そして、医療機関にもポスター等、また医療機関にも周知はしております。これにつきましては、一度窓口で払っていただいたのを子育て支援課に手続に来ていただくようになっておりますので、ほぼほぼ皆さん周知はできておられるのかなというふうな印象は受けております。

○二宮委員

今の分科会長のご意見に関連するんですけども、2,000円以上についてということで、課長の説明の中で、松山と今治が来年度からということ、やると言うのかなと思ったりできないという説明やっついでちょっとがっくりきたんですけども、やっぱり市長が子育てしやすいまちということ掲げている中で、県内のほかの市が全て免除というふうになっているという点と、これ見ると申請件数が、31年3月で290件ということは300件、月平均と見ても700万から800万じゃないかなと思うんですけども、この件数からいくと。3月というのはインフルエンザとか風邪とか、ちょっと多いときやないかなと思うんで、もうちょっとべたにすると5、600万かなとちょっと想像するんですけども、その金額なら、来年度からぜひ実施できるように部長にも検討していただきたいなと。もうすぐ予算編成始まりますんで、お願いしたいと思います。

○藤井福祉事務所長

貴重なご意見ありがとうございます。ちょうど先般も市長と少しこの話もしまして、ほかの、先ほど課長が申しましたように松山、今治は実施するということもありまして、当市もどうしようかという話、結論は至ってはないんですが、さっき課長が言いましたように、歯医者の方をまず段階的にやるのか、一気に二宮委員が言われるようにやるのか、これは今後の検討課題と思っておりますので、言われたように当初予算までにはある程度どういうふうな方向性を出すのかを検討したいと思っております。

○源厚生分科会長

ほかにありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは続きまして、放課後児童健全育成事業について、説明をお願いいたします。

○松田子育て支援課長

それでは68ページ上段、放課後児童健全育成事業をごらんください。

放課後児童クラブの運営につきましては、国・県子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、事業の運営主体となる社会福祉法人等と委託契約を結び、その運営に要する経費に対する委託料を支払うものでございます。

平成30年度4月から、宇和地区で新たに1クラブが開所し、市内全体で8カ所の放課後児童クラブが運営を行っております。事業所の内訳は、3つの社会福祉法人が7カ所、1つの株式会社が1カ所で事業を行っており、令和元年5月1日時点で299人の児童が利用しております。

不用額につきましては、当初の予定よりも利用回数が下回り、基本額や障がい児支援加算額の委託料が減少したため79万3073円の不用額が発生しました。

出生数や児童数は減少傾向にありますが、保護者の就労状況の多様化や核家族化等社会情勢の変化を背景として、放課後児童クラブの役割はますます重要になってきており、クラブの利用希望者も増加しております。令和元年度4月からは、実施場所の確保が困難であるため、下宇和地区、中川地区におきまして、各公民館を利用させていただき事業を実施している状況でございます。明浜地区では、明浜中学校内の被災した学童保育施設の修繕は完成しております。今後は、関係機関と連携しながら、中学校裏山の工事状況の進捗を踏まえて、移転再開の時期を決定してまいります。

以上で説明を終了いたします。

○源厚生分科会長

それでは、ただいまより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○加藤副分科会長

放課後児童クラブのななほし中川の件なんですけれども、今人数が増えていまして公民館などを使って行っておりますが、今後もこの地域は増えていくということが考えられておりますが、今後

どのようなことをお考えになっているのかお聞きいたします。

○松田子育て支援課長

加藤委員がおっしゃられたように、確かに中川はこれからも増えていくと予測されております。ななほし中川では、場所が許容範囲を超えているということで、今年度につきましては、中川公民館を利用させていただいております。現状、中川小学校の再度教室利用とかの可能性も検討しながら、実施主体の事業所、市、そして学校、教育機関サイドと検討しながら、早急に今後の予定について計画をしていく予定にはしております。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

○二宮委員

私も同じような意見なんですけども、委員会の視察でなかよしクラブの説明を聞いたときに、何か申し込みの全てを受けいれられなかったというふうな説明も受けたり、中心の宇和町小校区は、そんなに人口も減らないし、児童数も多分減らないという状況の中で、今のトトロクラブとこの両方で限界があるんじゃないかなということで、早くそういうところの対策を、今からニーズは課長も言われたように減ることはないと思うんで、ぜひ早急な結論というか、そういうのを求めたいなと思っております。

○松田子育て支援課長

宇和町地区におきましては、学童クラブについて相談を受けているところもありますので、そのところが早急にできるように、うちのほうはサポートして行って、待機の解消に努めていきたいと考えております。

○源厚生分科会長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは続きまして、子育て支援センター事業に移りたいと思います。

松田課長より説明をお願いいたします。

○松田子育て支援課長

68ページ下段、子育て支援センター事業をごらんください。

この事業は、地域子ども子育て支援事業として、国・県子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、子育て支援拠点事業を運営している市内

の社会福祉法人2カ所と西予市の設置する宇和児童館の合計3カ所において事業を実施するものがあります。

少子化や核家族化、地域社会のつながりの希薄化等、子どもや子育ての環境が大きく変化している中、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感、不安感が増大している現状があります。そこで、子育てに関する相談の場や子育て親子の交流の場を提供することで、育児疲れや孤独感、子どもの子育ての不安感を緩和するとともに、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とし、地域の子育て支援の充実を図るため、この事業を実施しているところであります。

平成30年度事業費に対し、国・県が各3分の1の補助となっております。財源内訳のとおりでございます。

事業評価としましては、市内3カ所にて、地域の子ども子育て支援拠点として、乳幼児から児童及びその保護者等が相互の交流場所として、子育ての相談、情報の提供や助言を行っております。加えて、妊婦から3歳児までの子育て世代やその家族等を対象とした西予市子育て応援LINEによる子育て情報の配信は、胎児からの成長過程に応じた情報をわかりやすくタイムリーに提供しており、不安解消や楽しい育児への支援につながっているととらえております。

以上で説明を終了いたします。

○源厚生分科会長

それではただいまより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○信宮委員

最近ではテレビでも毎日のように、幼児や児童の虐待なんかのニュースを目にしない日がないくらい多くなっているんですけども、こういう子育て支援センター事業は、今の核家族などの進行などによって、孤独感を味わうようなお母さんらの支えになるような事業だと思えるんですけども、西予市において児童や幼児の虐待などの事例とか、児童相談所の問題になると思えるんですけども、そのあたりの連携とかはどうなっているのかお伺いいたします。

○松田子育て支援課長

今信宮委員がおっしゃられましたように、都会の問題だけではなく、西予市におきましても、要保護児童の相談ってというのは増えてきている現状

があります。そして子育てを行っているお母さんたちからいろいろと実際に支援センターの職員たちも相談を受けている現状ではあります。その中で、子育て支援課の中に、要保護児童を担当する家庭児童相談員という者がおまして、各家庭にも回らせていただいております。

また、子育て支援センターの1カ所におきましては、子育て支援センターのメニューとして、生まれたご家庭に、その保護者の方に出生時了承を得て、訪問に行かしていただいているような事業を実施していただいているところもあります。

そういうところが情報共有しながら、心配なご家庭がありましたら、再度つないでいただいて、子育て及び担当保健師、健康づくりとつながりながら支援をしているような現状でございます。

あと、児童相談所とのつながりなんですけれども、その中でネグレクトと言う、ちょっと放置状況の方がおられましたら、必ず児童相談所に相談を持ちかけたり情報提供をしてまいります。現在は通報義務がありますので、近所から例えば警察に通報があった事例についても、連絡ですぐということ、生活安全課から連絡をいただいたりしておりますので、その事例につきましてもフォローとかケアに努めている現状であります。

○二宮委員

私もこの報告書を見たときに、今も説明はあったんですけども、事業の箇所が3カ所で、宇和が2カ所、三瓶が1カ所というのが何か違和感があって、これで事足りるのかなと。あと明浜、野村、城川等はどうなっているのかなということ、あと民間事業所に対しては、業務委託ということなんですけれども、そこへの行政としての人員の配置みたいなのがどうなのかなという点があるんですけども、やっぱり今ほど信宮委員からもあったように、ニーズというか、今子育てに対して悩みの多い時代であって、これも本当に必要な事業とは思えるんですけども、その行政としての考え方、何かよそ任せって言ったら言い過ぎかもしれないのやけども、何かもうちょっと市全体の取り組みというか、そういうことが必要やないかなというふうに思うんですけども。ない地域からのそういうご意見とかご要望とか含めて、今後の考え方をお伺いしたいなと思います。

○松田子育て支援課長

児童館につきましては、公立の児童館が宇和と野村と両方にございます。実際の子育て支援のセンターとはしてないんですけども、子育て支援につきましては、両方の児童館も実際にはやっている状況です。確かに児童館がないところも城川とか明浜とかあるんですけども、そちらには、移動児童館とかいう事業で入って出していただきながら、相談事業を行っているような状況もあります。

今申されたとおり、まだまだ行き届いてはないんですけども、今後必要なこととしましては、全体的なもう少し相談を統一化したような相談センター的なものが必要になるかと考えてはいます。今ちょっとばらばらに受けている、実際に先ほど信宮委員からもご質問がありましたが、いろいろなところで相談を受けているということで、その情報を統一化して、統一したかわりをするという意味でも、一つの国が打ち出しております世代型包括支援センターと拠点を合わせたような、またそれには発達障がいの方たちも多くの悩みを抱えておられますので、そういうふうな相談センター的機能が必要になるかと考えております。

今まだ、それぞれの課にまたがっているもの話し合いをしながら進めていかないといけないかなということ、まだ形はできてないというのが現状でございます。

○二宮委員

今のご説明で、必要性の認識というか、方向性は理解してもらっていると思うんですけども、最初に言われた野村の児童館にその機能を持たしているのであれば、そこをはっきりと明記して、ホームページに出しておくとかいうことが必要やないのかなと。悩める若い親というのはどこへ相談したらいいのかなというのが一番そこを探ることが大事、大変なんですよね。だからそれがはっきりわかるような方法をしっかり示していただきたいなというふうに思います。

○松田子育て支援課長

ご意見ありがとうございます。今後、相談的な機能をもう少しアピールするように周知に努めてまいります。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは次の事業に移りたいと思います。

続きまして、児童扶養手当支給事業について、説明をお願いいたします。

○松田子育て支援課長

69ページ上段、児童扶養手当支給事業をごらんください。

この事業は、児童扶養手当法と児童扶養手当法施行規則に基づき、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の健全な成長を願い、家庭生活の安定と自立促進に寄与することを目的として手当を支給いたします。対象者の要件として、父母の離婚、父または母の死亡、裁判所からのDV保護命令が出ている児童、父または母から1年以上遺棄、拘禁されているなどがあります。

児童扶養手当の支給額は、児童1人の場合、全部支給で月額4万2910円、一部支給月額1万120円から4万2900円、児童が2人以上の場合は加算があります。一部受給者の減少により、延べ受給者数、支給総額が昨年度と比較し減少しています。不用額93万945円となっておりますが、予算執行率99.4%であり、事業は法・規則に基づき、適切に執行しております。

以上で説明を終了いたします。

○源分科会長

それでは、質疑はありませんか。

○加藤副分科会長

平成29年の実績と平成30年の実績のどこなんですけれども、児童扶養手当受給資格者が341人、また、児童扶養手当受給者が309人というふうに、少しずつ人数に差があるんですけどもそれは何か理由があつてでしょうか。

○松田子育て支援課長

今ご指摘いただいたのは受給者数の実績の差異なんですけれども、受給者数の年次推移を見ますと徐々に減ってきているというのが現状で、特に大きな問題というのはないんですけども、そのところにつきましては、後ほど報告いたします。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時38分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時39分)

○松田子育て支援課長

資格につきましては、市民課で、離婚届等出されたときに、子育て支援課に来ていただくんですけども、申請をした後、うちのほうで資格の要件に該当するかどうかを審査させていただきます。審査させていただいた中には、所得が規定よりも所得高が多い方もおられますので、全部が全部資格者が受給者になるというわけではないのでそこに差異が生ずるということになっております。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは5つ目の事業になります。
続きまして、児童手当支給事業について説明をお願いいたします。

○松田子育て支援課長

最後に70ページ上段、児童手当支給事業をごらんください。

この事業は、生まれた日のよく月から中学校修了前までの児童に、児童手当として規定の金額を支給する事業であります。支給月額が3歳未満児1万5000円、3歳以上小学校修了までが1万円、第3子以降は1万5000円となっております。中学生は1万円でございます。所得制限限度額が622万円となっておりますので、それを超える場合は、特例給付として一律5,000円が支給されます。支給月は6月、10月、2月となっております。

事業評価としましては、出生数や児童数は減少傾向にあります。法令に従い児童を養育している者に適正に支給することにより、子育て世代の経済的負担軽減や生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することができております。不用額につきまして、現況届未提出者及び新規認定請求者のうち、書類不備等による保留中の者の随時払いに備え、必要経費として残したものです。予算執行率は99.7%であり、事業は確実に執行しており住民サービスへの影響はありません。今後も適正に処理をしてまいります。

以上で説明を終了いたします。

○源厚生分科会長

それではただいまより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

○加藤副分科会長

児童手当で所得制限限度額以上の方は大体何%ぐらいを占められているのかをお聞きします。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時43分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時46分)

○松田子育て支援課長

先ほどの質問に対する回答なんですけれども、特例給付は、延べ人数で564人となっております。延べ人数合計が3万8569人となっておりますので、単純に現状を計算しますと1.5%ぐらいのパーセンテージになるんですけれども、実人数での算定ではありませんので、後ほど、また調べて報告させていただきます。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

○信宮委員

これは西予市内に住所を有する児童でしたら当然支給される権利があると思うんですけども、書類の未提出者といいますか、申請をされない方っていうのはいらっしゃるのかどうか。それともう1点、これ単年度の事業ですので、提出書類は1年ごとに提出しなければならないのか、お伺いしたいと思います。

○松田子育て支援課長

先ほど書類不備による保留の件で説明がありましたが、これは現況届を必ず年に1回は確認をしないといけないというふうになっております。それは所得によって、やはり変わってくるということで、6月が現況届の月になっておりますので、年1回は必ず確認をその段階でさせていただくということと書類不備というのは未提出者もどうしても提出をしない方、何度も提出を促すんですけども、なかなか提出をされない方っていうのはやはりあります。その方につきましては、一時差し止めとか、あるいは提出がないとはっきりした金額っていうのを支給できないということで、保留っていうふうな形になっている方もありますのが現状です。

○源厚生分科会長

ほかにございませつか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは、以上で質疑を終結といたします。
お諮りをいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員であります。

当分科会として、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時49分)

【長寿介護課】

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時51分)

これより、長寿介護課所管分の認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

通告した事業が3事業ございます。事業ごとに、説明、質疑を行いたいと思います。

最初に、緊急通報事業について、説明をお願いいたします。

○宇都宮長寿介護課長

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分につきまして、主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について順にご説明させていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書79ページの下段、緊急通報事業をごらんください。

緊急通報事業は、市内に住所を有するひとり暮らしの満65歳以上の高齢者及び重度の身体障がいのある方に、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に寄与することを目的としております。利用の申請時には、親族やご近所にお住まいの協力員3名と地域の民生委員を登録していただく必要があります。通報装置の設置は委託業者が行い、電話機型の通報装置と身につけることができる無線ペンダントを貸与いたします。利用者が緊急時に装置のボタンを押すと、緊急通報受信センター、24時間対応している専任オペレーターにつながります。オペレーターは登録された親族、協力員、民生委員への連絡や緊急の場合には、消防署等に直接通報する仕組みとなっております。

事業の評価及び今後の方向性ですが、独居高齢者が増加する中、定期的な見守りによる孤独死に対する不安を解消し、安心して、在宅生活を送ることができること、また、協力員を置くことで、地域の見守り体制の強化につながっているものと評価するとともに、事業継続が望ましいと考えております。

○源厚生分科会長

それでは、ただいまの緊急通報事業について質疑を受けたいと思います。

質疑をお願いいたします。

○二宮委員

今、ご説明あった中で、実際的にこの1年間で、緊急通報事業で命が助かったとか、そういう何か実例とかいうのは把握されとったら教えていただきたいなと思います。

○宇都宮長寿介護課長

79ページの緊急通報事業の成果にあるんですけども、正報件数というのがございます。正報件数というのが平成30年実績で12件、これは実際に、設置者から連絡がありまして、実際に救急車とかを呼んで対応した件数となっております。

○二宮委員

本当に必要な事業とは思うんですけども、以前一般質問もしたことあるんですけども、例えば、独居の方で子どもさんが県外とか、遠くにおられる方に連絡が行くようなシステムとかいうのを導入されている自治体もありますし、今コマーシャルでもやっているような、例えばセコムとかがやられている見守り事業というのもあると思うんですけども、これに加えて、そういう事業に例えば補助を出してあげて、県外の子どもさんがひとり暮らしの親に対して安心感を持ってもらうとか、そういうことも考えていけばいいのかなというふうに思うんですけども、そういうご意見があれば。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時57分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時58分)

○藤井福祉事務所長

二宮委員から貴重なご意見をいただきました。昨年の提言でも、固定電話やなくてスマートフォン対応できるようなそういうのを使えないかなというようにご提言もいただいておりますので、こ

れもあわせて今いただいたご意見、ICT使ったりIT使ったりしている時代になっていますので、ちょっと調査研究をさせていただいたらと思います。

○二宮委員

今の部長の答弁聞いてですけども、消防にスマホを使ってやる救急の事業があるんですよね。当時消防長に導入するとき、今はこの救急だけでスタートだけでも、独居の高齢者とか、そういうふうに使えたらもっとよくなるよねっていう話をして導入した経緯があるんですけども、消防署と連携とって、1回調べていただければいいかなと思いますんで、お金あんまりかからんと思いますんでよろしくをお願いします。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは2番目の事業になります。

老人保護措置事業について、説明をお願いいたします。

○宇都宮長寿介護課長

それでは続きまして80ページの上段、老人保護措置事業をごらんください。

老人保護措置事業は、老人福祉法第11条の規定に基づき、65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な方が、必要に応じて、養護老人ホームに入所することで、安心して自立した生活を送っていただくことを目的としております。入所申請書に基づき、養護老人ホーム入所判定委員会を開催いたします。委員会では、入所の要否判定及び入所順位の決定、また、既入所者の入所措置継続の要否判定を行っております。市内外の入所措置施設への措置費の支出及び措置入所者の入所者負担金の徴収業務を担当職員が行っております。

事業の評価及び今後の方向性ですが、養護老人ホームにおける入所定員に係る充足率はおおむね100%となっており、社会福祉法人による適切な運営がなされて、安心・安全な生活につながっていると評価するとともに、事業継続が今後も望ましいものと考えております。

以上で説明を終わります。

○源厚生分科会長

それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○河野委員

この事業の成果のどこ見えますと、成果と活動、申請者数が、平成30年度37人で、入所者数が3人とほぼほぼ待機者のほうが多いんじゃないかなと思うかと思えます。市内2カ所ということですけども、ほかの地区というか、施設を増やす考えはないのかどうかお伺いします。

○宇都宮長寿介護課長

現在西予市内2の施設があります。1つが奥伊予荘、もう1つが三楽苑、この2施設で現在、この措置事業を行っておりますが、先ほどありました増やしていくかどうかということなんですけども、どうしてもその施設が対応できる介護度等ありますので、また今後の検討課題とさせていただきます。

○河野委員

ここに入っておられる入所者さんですが全て市内の方でしょうか。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時02分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時04分)

○宇都宮長寿介護課長

現在調査しておりませんので施設を調査しまして後ほど資料を提出させていただきます。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは3番目の事業になりますが、高齢者路線バス利用補助事業について、課長から説明をお願いいたします。

○宇都宮長寿介護課長

最後になりますが、高齢者路線バス利用助成事業についてご説明させていただきます。

申しわけありません。先に、資料の活動欄の利用券申請者数の欄に誤りがあります。平成30年実績1,064となっておりますが、1,058の誤りです。もう1つ、下段の枠になるんですけども、実績評価も平成30年度実績申請者数1,064人が1,058人の誤りでございますので訂正していただければと思います。

それでは高齢者路線バス利用補助事業についてご説明いたします。この事業は、通院及び買い物物

等の交通手段として、公共路線バスを利用する高齢者に対して、運賃を助成することにより、高齢者の負担軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的としております。事業内容は、市内に住所を有する満70歳以上の高齢者を対象に、乗車1回につき260円を超える運賃の2分の1を年間72回を上限として助成券を発行しております。ただし、対象地区は、公共路線バスの西予市区域内としており、市外は助成対象外となります。

事業の評価及び今後の方向性ですが、申請者数と利用回数は減少傾向にあります。高齢者の通院や買い物支援につながっていると評価するとともに、事業継続が望ましいと考えております。

以上、ご説明とさせていただきます。

○源厚生分科会長

それではただいまより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○二宮委員

確か去年も聞いたかもしれんのですけども、旧町ごとの利用者数を教えてください。

○宇都宮長寿介護課長

平成30年度申請件数の内訳なんですけども実績ベースで、明浜町が268件、宇和町が94件、野村町294件、城川町88件、三瓶町314件、合計1,058件となっております。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

この制度をつくるときに、狩浜から俵津の場合は買い物行くのに適用にならないんですよね、この話をしたんですけども、これが260円ということで切られて、何とか救いようがないんかという話ししたら、260円でないと、例えば卯之町間で動く場合は260円以下になるんでという答弁があったんですよ。

ただし、狩江地区の人が俵津に買い物に行ったりするときには適用にならない。例えば城川でも例えば、嘉喜尾からどこか260円以下のときはならないんですよ。これを何か善処できないかいうことをこれつくった時に話したんですけども、これの善処策はまだできてないというよりも、いろんな法制度のそのあたりがあるんだろうなと思いますけども、宇和町の多田からここへ出てくるときに260円以下だったら出ないと。そういう問題も

あって、盲点は言ったんですけども、それはまだできてないということのようですね。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、長寿介護課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員であります。よって当分科会としては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時11分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時22分)

続きまして、認定第6号「平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

宇都宮課長より説明をお願いいたします。

○宇都宮長寿介護課長

それでは、認定第6号「平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」主要な施策の成果報告書及び西予市介護保険特別会計歳入歳出決算書に基づき、ご説明させていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書141ページをごらんください。

財政状況として、決算規模と決算収支ですが、平成30年度の決算規模は、歳入58億2315万1000円、歳出57億5021万6000円です。歳入と歳出の差額、実質収支額は7293万5000円でございます。これは、前年度と比較しまして1195万1000円の減となっております。

次に、決算の状況ですが、第1-2表、歳入において科目1保険料、4国庫支出金、5県支出金、6支払基金交付金が介護保険事業の主な財源となっております。保険料は65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料になります。国庫支出金及び県支出金は介護給付費や地域支援事業に対する負担金及び補助金でございます。支払基金とは、社会保険診療報酬支払基金のことで、主に診療報酬

の審査、支払いを行う機関ですが、介護保険に係る費用徴収も行っております。40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料は、社会保険や国民健康保険など各医療、医療保険者から、介護納付金として支払い基金に納められ、介護給付費や地域支援事業にかかる費用額を介護保険者である市町村へ交付される仕組みとなっております。

介護保険事業の財源は、自己負担金を除いた事業費のうち、保険料が50%、公費負担が50%となっております。保険料分50%の内訳は、65歳以上の第1号被保険者分が23%、60歳から64歳までの第2号被保険者分が27%となっております。この負担率は3年に一度、全国の数比率に基づいて政令で定められます。また、公費負担分50%の国・県・市それぞれの負担率は、サービス給付や事業の種別に応じて定められています。

次に、繰入金ですが、これは市の公費負担分や一般管理費などを一般会計から繰り入れるものです。その内容は、下段の表、一般会計繰入金の状況となります。歳入決算額58億2315万1000円は、前年度と比較して1億3232万円の増額となっております。

次に、142ページの歳出をごらんください。

歳出決算額は57億5021万6000円で、前年と比較して1億4427万1000円の増額となっております。その要因は、歳出の92.3%を占める保険給付費が、前年度と比べ1億6479万2000円の増額となっております。中でも地域密着型サービス給付が約8950万円の増、次に施設サービス給付費が約4650万円の増となっており、そのほかの給付費も前年と比較して増額となっております。これら介護給付費等の推移につきましては、棒グラフのとおりでございます。

続いて、保険料の収納状況は、第1～3表のとおりでございます。第1号被保険者の保険料の徴収方法は、特別徴収と普通徴収に分かれます。年金の年額が18万円以上の方は年金から天引きされる特別徴収となります。それ以外の方や65歳になったばかりの方など、市が発送する納付書や金融機関の口座振替による普通徴収となります。今後も介護保険制度の周知を図り、適正収納に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、143ページをごらんください。

被保険者数や要介護認定者数の概況と推移を記載しております。第1号被保険者は介護保険料の

所得段階別に9段階で記載しております。また、認定者数については、第1号被保険者では、要介護2までの比較的軽度な方が全体の約62%となり、前年度と比較して1%の微増となっております。

144ページをごらんください。

サービス費別の給付状況を記載しております。支給額で見ますと、在宅サービス費が約56%で、施設サービス費は約37%となっております。在宅サービスのうち、訪問通所サービスの中では、通所介護、デイサービスの給付費が約51%を占めており、その他、単品サービスの中では、認知症対応型共同生活介護、グループホームの給付費が約55%を占めております。

続きまして、西予市特別会計歳入歳出決算書95ページをお開きください。

西予市介護保険特別会計歳入歳出決算書、歳入、1款保険料、1項介護保険料、96ページの不納欠損額は1489万860円となっております。これは法に基づいて時効となった未納分を不納欠損したものでございます。また、収入未済額は1364万5425円となっておりますが、転出や死亡による還付未済額が266万9488円生じておりますので、令和元年度への滞納繰越金は、現年度、過年度分を合わせまして330人、1631万4913円となります。

次に10款諸収入、4項雑入、未済額1016万円ですが、これは、介護老人保健施設における不正利得を変換計画に基づいて徴収しているものでございます。

以上で、認定第6号「平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○源厚生分科会長

以上で説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第6号「平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員であります。当分科会としては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時31分)

【医療介護部】

【医療対策室】

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時34分)

ただいまより、医療介護部所管分の決算認定審査に入りたいと思います。

まず、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、医療対策室所管分について説明を願います。こちらから指名いたしました巡回診療車運営事業について説明をお願いいたします。

○亀岡医療対策室長

医療対策室分の巡回診療所運営事業についてご説明申し上げます。決算書157ページをごらんください。成果報告書につきましては76ページになります。

この巡回診療車運営事業につきましては、平成29年度に市民課予算にて購入し、平成30年度は市民課で所管しておりましたが、今年度より医療対策室所管となりましたので、医療対策室からご説明させていただきます。

巡回診療車につきましては、平成30年8月から事業を開始し、実施主体は市であります。事業実施は市立野村病院が実施しております。事業に係る経費を市が負担する事業となっております。

平成30年度の支出につきましては、事業概要パンフレット、診療車へのマグネットシール等の消耗品費11万5720円、そして移動診療車運営負担金835万8949円、合計847万4669円となっております。

平成30年7月末の惣川診療所と遊子川出張診療所の廃止に伴いまして、8月から惣川地区は週2回、遊子川地区では週1回のサイクルで、巡回診療車による診療を行っております。平成30年度の実績につきましては、惣川地区では、診療回数61回、延べ人数401人、1回平均患者数6.6人となっており、遊子川地区では、診療回数32回、延べ人数219人、平均患者数6.8人となっております。おおむね予想どおりの実績で推移しておりますが、今年度につきましても、引き続き地域住民に

利用しやすい診療車としまして、改良を加えながら、地域医療の確保につなげていきたいと考えております。

以上で、医療対策室分についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○源厚生分科会長

説明は以上となります。質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

○河野委員

惣川地区と遊子川地区で巡回診療されておるとのことですけれども、利用者の方からいろいろ意見等が出ておるんでなかろうかと思いますが、そこら辺の取りまとめはどうなっておりますか。

○亀岡医療対策室長

昨年度事業が始まりましてアンケートを一度取りました。それで、9月末から10月にかけて、1年を通してのアンケートを再度とっておりますので、10月には診療車の委員会を開催する予定ですので、またそのときにご報告できればと考えております。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは、以上で質疑を終結としたいと思います。

お諮りをいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分の認定に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員であります。当分科会としては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時39分)

【市民病院・野村病院】

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時42分)

ただいまより、認定第11号「平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。

まず、担当者より説明をお願いいたします。

○松末市民病院事務長

それでは、認定第11号「平成30年度西予市病院事業会計決算書の認定について」西予市市民病院分の決算につきましてご説明をいたします。

決算書の52ページをお開きください。まず平成30年度の事業概要を要点のみご報告させていただきます。

近年の医師及び看護師の不足など医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。そのような中、当院におきましては、内科、外科及び泌尿器科の常勤医師を確保したものの、整形外科の常勤医師が不在となり、婦人科、皮膚科及び脳神経外科と同様、非常勤医師による診療を行いました。なお、内科医師が毎週水曜日に松野中央診療所へ診療に出向くなど、南予地域における僻地医療の確保にも協力を行っているところでございます。

続きまして、60ページをお開きください。

年間の業務量でございます。下段の合計欄をごらんください。年間入院延べ患者数は3万7030人で、前年度比較で7.6%、3,035人の減となっております。また、外来延べ患者数は4万4556人で、前年度比較で6.9%、3,289人の減となっております。常勤整形外科医の不在の影響により、入院、外来患者数ともに減少をしているところでございます。

続きまして、80ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。まず、収入の病院事業収益の決算額ですが22億2365万4355円となりました。この内訳としまして、第1項医業収益17億8223万3801円、第2項医業外収益3億3040万7414円、第3項特別利益1億1101万3140円でございます。これに対し、支出の病院事業費用の決算額は23億8271万5330円となりました。内訳としまして、第1項医業費用22億1911万8015円、第2項医業外費用1億2688万6449円、第3項特別損失3671万866円でございます。前年度と比較しますと、収益は1742万9764円、0.8%の増、費用は4580万7030円、2%の増となっております。なお、収益、費用ともに、平成30年度に運用開始したスマイル保育園分を含んでおります。

以上が決算書の収入及び支出の款項の区分ごとの決算状況であり、全て消費税を含んだ決算額であります。消費税を含まない実質的な1年間の収

支の状況については、次の損益計算書でご説明いたします。

82ページをお開きください。

損益計算書でございます。まず1の医業収益ですが、入院収益11億2554万6585円、外来収益5億4640万5676円、その他医業収益1億529万7864円を合わせまして17億7725万125円となっております。その他医業収益の主なものは、救急医療の確保に要する経費に伴う一般会計からの繰入金、そのほか室料差額収益、文書料、おむつ代などでございます。常勤整形外科医の不在の影響を受け、入院収益は前年度比較で7970万7639円の減、外来収益は1943万6329円の減となっております。

続いて、2の医業費用につきましては、(1)の給与費から(6)の研究研修費までを合計しますと21億9360万2189円でございます。まず、給与費では12億3331万1924円となり、職員数の増等により、前年度比較で3132万8436円、2.6%の増となっております。続いて、材料費では3億210万4708円となり、患者数の減少に伴い、前年度比較で3831万8139円、11.3%の減となっております。次に、経費では2億8525万4116円となり、前年度比較で943万341円、3.4%の増となりました。続いて、減価償却費では3億6527万1095円となっております。主に、西予市市民病院整備に伴う建設及び医療機器にかかる費用でございます。これによりまして、医業収益と医業費用を差し引きますと4億1635万2064円の営業損失を計上することとなりました。

続きまして、3の医業外収益では、(1)の受取利息及び配当金から(7)事業所内保育・病児保育運営収益までの合計が3億2974万7741円でございます。まず、(2)の他会計補助金ですが6464万3209円となりました。これは、基礎年金拠出金公的負担に要する経費、医師確保対策に要する経費など、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。次に、(3)の補助金9万5000円ですが、当院の内科医師を松野町の国保診療所へ派遣する愛媛県僻地医療支援事業に基づく補助金でございます。続いて、(4)の負担金及び交付金ですが9636万8362円となりました。これは、企業債償還利子に要する経費を初め、リハビリテーション医療に要する経費、高度医療に要する経費など、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。次に、(5)の長期前受金戻入1億

533万7133円につきましては、病院建設時に受け入れた補助金等を減価償却方法に合わせて収益化したものでございます。(6)その他医業外収益の内容としましては、売店の施設使用料や医師住宅の賃借料などがございます。(7)事業所内保育・病児保育運営収益につきましては、スマイル保育園の運営に係るものです。

次に、4の医業外費用であります(1)の企業債の支払利息3932万7381円、(2)の長期前払消費税償却1527万3325円、控除対象外消費税として計上される(3)雑支出4602万4740円及び(5)事業所内保育・病児保育運営費4703万7278円となっております。

これによりまして、3の医業外収益と4の医業外費用の差し引きが1億8208万5017円となり、医業収益での営業損失と合わせますと2億3426万7047円の経常損失となりました。これに特別利益1億1101万3140円、特別損失3670万7369円を合わせますと当年度は1億5996万1276円の純損失を計上いたしました。これにより、当年度の未処理欠損は8億8095万4264円となっております。

なお、1の医業収益から6の特別損失までの詳細につきましては、決算書の90ページから92ページの収益費用明細に掲載しておりますので後ほどお目通しをお願いいたします。

以上が、収益的収入及び支出並びに損益計算書に関する説明でございます。

続きまして、81ページをお開きください。

最後に、資本的収入及び支出の決算についてご説明いたします。なお、この資本的収入及び支出と申しますのは、建設改良費、企業債償還等の支出やその財源となる収入などの決算でございます。

まず、第1款資本的収入の決算額は6738万7733円となっております。その内訳といたしまして、第1項出資金435万円、第2項負担金及び交付金5143万7733円、第3項企業債1160万円です。出資金は一般会計からの繰入金であり、その内訳は、奨学資金貸付制度に係る繰入金60万円、ふるさと応援基金を活用した繰入金375万円となっております。負担金及び交付金は、企業債償還金に係る一般会計からの繰入金でございます。企業債につきましては、医療機器の新規購入及び更新に係るものでございます。

次に、資本的支出につきましてご説明いたします。第1款資本的支出の決算額は1億1645万8771円でございます。その内訳につきましては、第1項建設改良費2027万9160円、第2項企業債償還金9557万9611円、第3項投資60万円であります。建設改良費は、医療機器の新規購入及び更新、企業債償還金は、主に市民病院建設にかかるもので、投資につきましては、奨学資金貸付制度に係るものでございます。これにより、資本的収入が資本的支出に対して不足する額4907万1038円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

以上をもちまして、認定第11号「平成30年度西予市病院事業会計決算の認定」のうち、西予市市民病院分の決算について説明を終わらせていただきます。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時55分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時55分)

引き続きまして、病院事業会計のうち野村病院の決算状況について、野村病院三瀬事務長より説明を願いたいと思います。

○三瀬野村病院事務長

それでは私から野村病院についてのご説明をさせていただきます。市民病院と同じような説明をさせていただいたらと思いますのでよろしく願いいたします。

決算書の52ページを開いていただきまして、(1)の総括事項、中ほどから下に(野村病院)というふうに表記があるかと思っております。

平成30年度は内科医師が1名の減、整形外科が1名の増ということで常勤医師8名及び非常勤医師での診療を行いました。4月1日より、病床数を109床から88床といたしました。うち、地域包括ケア病床を9床から29床へと増やしております。病床利用率は全体で84.5%に対し、地域包括ケア病床は90.4%となっております。収益アップにつながったものと判断しております。また8月からは、移動診療車による巡回診療を開始いたしました。惣川、遊子川地区において93日の稼働、延べ620人の利用となっております。

53ページでございますが、収益のところにつきましては別の資料で説明いたします。

野村病院に設置されております愛媛大学地域医療学講座のサテライトセンターにおいて、地域医療を担う総合医の育成に80人の医学部学生を受け入れております。さらに、年間を通して臨床研修医を受け入れておりまして、14名が当院での地域医療で研修をされております。非常勤医師及び臨床研修医の支援によりまして、医師充足率は116.4%となっております。

続いて、イの業務量でございますが、昨年度の入院患者数は2万7128人、前年比5.6%、1,595人の減となっております。これは病床数の再編により減となったものと考えております。外来患者数につきましては5万1778人、前年比0.2%、82人の微減となっております。ここ数年は毎年減少傾向にあります。野村、城川地区の人口減少というのが主な要因ではないかというふうに考えております。参考までに4年前、平成26年は5万9095人でした。4年間で7,317人の減少になっているというのが実状でございます。

ロの財政状況につきましても別資料でご説明いたしますので、次、54ページをお願いいたします。

ハの建設改良事業の状況についてでございますが、ボイラー更新工事、自動視野計、心電図モニター、耳鼻咽喉科診療ユニットなど5361万6384円となっております。詳細は59ページに一覧表がございますので、ご参照いただけたらと思います。

次に94ページをお願いいたします。

94ページの決算報告書の野村病院分でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款病院事業収益決算額は17億5420万9835円でございます。支出の第1款病院事業費用決算額は16億6600万4100円で、対前年比は収益で2億2011万1462円、費用で4363万460円それぞれ増となっております。以上は消費税を含んだ決算額でございますので、消費税を含まない実質的な年間の収支内訳につきまして、損益計算書でご説明を申し上げます。

96ページをお願いいたします。

96ページの損益計算書ですがまず1の医業収益でございます。入院収益8億6724万3967円、外来収益3億9860万1512円、その他医業収益7272万1029円、合計13億3856万6508円となっております。この中のその他医業収益の主なものは、救急医療の確保に要する経費に係る一般会計の繰出

金、室料差額収益や予防接種、健康診断等の収益、つくし苑などの診療支援に伴う委託料になっております。

入院収益につきましては、入院患者数は減少したものの、包括病棟へ転換したことによりまして、対前年比1140万8713円、1.3%増となっております。外来収益につきましても、外来患者数は微減と減少しておりますが、診療報酬の改定などもございまして、対前年比3972万4799円、11%の増となっております。

一方、医業費用につきましては、(1)の給与費から(6)の研修費まで合計が15億5721万4306円でございます。対前年比4872万5892円、3.2%の増でございます。この増の主な理由は、給与費が医師1名と医事業務職員を直営の任用とした関係でございまして、約5772万増。一方では医事業務委託料としては約3016万減でございます。減価償却費では605万8000円の増、医療機器の保守委託料772万円の増などでございます。以上、医業収益から医業費用を差し引きますと2億1864万7798円の営業損失を計上することとなっております。

続きまして、医業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(6)のその他医業外収益までの合計が3億1659万7833円でございます。前年比1億5449万8425円の増でございます。この中の他会計補助金及び負担金及び交付金につきましては国の繰出基準に基づく一般会計繰出金でございますが、野村病院は不採算地区病院運営経費として1億3879万3000円増となっております。あと高度医療に要する経費、移動診療車運営負担金等で増となっております。その他の医業外収益の内容は、売店の施設使用料や医師住宅の負担金、つくし苑からの供用費用の負担金などでございます。

一方、医業外費用でございますが、企業債の支払利息と控除対象外消費税として計上されます雑支出の合計で6307万6376円となっております。

これによりまして、医業外収益から医業外費用の差し引きでは2億5352万1457円の利益となり、医業収支での営業損失と合わせますと3487万3659円の計上利益を計上することとなりました。97ページの特別利益9519万8803円、特別損失4256万2189円を合わせまして、当年度純利益は8751万273円となっております。前年度繰越利益剰余金4億9495万7441円と合わせまして、当年度

末処分利益剰余金は5億8246万7714円となっております。なお特別損失には退職給付引当金、貸倒引当金、賞与引当金並びに法定福利費引当金を計上しております。

ただいま説明いたしました医業収益から特別損失までの詳細につきましては、決算書の104ページから106ページに明細書を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは決算書95ページにお返りをいただきまして、資本的収入及び支出について説明をいたします。

資本的収入の決算額は1億207万9535円でございます。2項の負担金及び交付金は、一般会計からの国の繰出基準に基づく企業債元金償還にかかわるものでございます。3項企業債は当年度借入額でございます。次に、資本的支出の決算額は1億5371万686円でございます。支出の内訳、建設改良費5361万6384円、これにつきましては、ボイラー更新工事や医療機器等の購入費であります。主なものとしてはボイラーの更新工事が約564万円、自動視野計ハンズフリーアナライザー約772万円、心電図モニター約654万円、耳鼻咽喉科診療ユニット約572万円などが主なものでございます。なお、取得した資産の内訳につきましては、59ページに一覧表がございますのでご参照いただけたらと思います。企業債償還金1億9万4302円は当年度償還高となっております。資本的収入が資本的支出に対して不足する額5163万1151円は、過年度分損益勘定留保資金ほかで補填をいたしております。

最後に、企業債の残高でございますが、75ページ企業債明細書をごらんください。

平成30年度は3520万円を借り入れいたしておりますので、平成30年度末企業債の残高は5億4814万8495円となっております。

以上で、野村病院についての分についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○源厚生分科会長

それでは、ただいまより質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時08分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時12分)

質疑はありませんか。

○酒井委員

先ほど書類見ていたら、四国地方局へ申請したやつが、許可がおりてから申請するやつと申請、受理、資格を四国。

暫時休憩をお願いします。

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時13分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時14分)

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

今の議事録に残っておりますのでそういう場合があるわけですか、質問しますのでお答え願います。

○山岡医療介護部長

申請につきましては申請時期で審査をいただいて、適用はさかのぼって適用いただくということで、許可日が申請日より先になっている場合がございます。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時15分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時21分)

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

そしたら病院事業会計については、昨年、平成29年度決算審査委員会で3つの提言を出ささせていただいております。3点については、現在行われております奨学金の要綱の見直しについて、病院改革プランを生かした病院運営について、そして、看護師の確保ということで3点提言をさせていただきましたが、そのことについて報告等をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○松末市民病院事務長

1点目の奨学金の要綱見直しでございますが、若い世代は都会に出ていきたいという傾向があって、そういうことがありまして猶予期間を設けてはというようなご提言があったところです。県内の看護養成機関を毎年5月ぐらいに訪問してお

るところでありまして、その訪問先に就職先の状況を聞いてみますと、やっぱり都会や大きな病院へまず就職をしたいというような希望が強いというようなことを伺っております。奨学金の貸与者ってというのは、資格を取って働いてもらうわけなんですけど、20代前半の年齢が多いというふうに思います。その年齢ってというのは、結婚、出産、子育ての年齢になるというふうに思っております。奨学金の償還の猶予を設けた場合に、西予市外や都会で結婚すると西予市へは帰ってこない、西予市へ帰って働くことをしないのではないかなというような予想がされます。そうすると奨学金の償還も滞ることが想定されますし、奨学金の償還だけではなく、西予市の看護師として働いてもらうことがなかなかできないのではないかとということで、猶予期間を設けることはリスクが大きいというふうに考えております。看護養成機関を訪問する中で奨学金免除の期間ってというのが、西予市の病院に来て働いてもらって5年間働けば、奨学金を免除しますよっていう制度になっております。看護養成機関の声を聞いてみますと、その期間5年というのが長過ぎるのではないかとということを知りました。これも同じように、その5年間ってというのはやっぱり結婚をして出産をして子育てをするというようなことが含まれますので、そうやってくるとなかなか働くことができないってというようなことを言われますので、非常に人生においても変動の激しい期間ではなかろうかというふうに思っております。ですのでその期間をなるべく短いものにしていくってというような要綱にしたらなということは今考えております。

続いて、病院改革プランを生かした病院運営ということで、そういうことを問われておりますけども、病院改革プランでは平成32年に西予市民病院に救急医療を集約するというふうにしておりますけども、やっぱり医師でありますとか医療スタッフ、看護師もそうですけど、そういう確保ってというのがなかなか難しいですし、病床再編などの体制が整ってないような状況で、平成32年に救急医療を集約するってというのは、なかなか現実的に難しいのではないかなというような両病院の幹部会での意見もありました。ということなんですけど、これはいつかは集約しないと両病院の運営が成り立たなくなるというようなこともありますので、令和4年4月に救急の集約に向けて、今調整

を行っておるところでございます。救急医療の集約、それから機能分担につきましては避けて通れないというところがありますので、院内外の意見、住民の意見も聴取しながらプランの見直しも含めて今後引き続き検討していきたいというふうに考えております。

次に、看護師の確保なんですけども、看護師の給料などの処遇改善を行って看護師の確保を求めるといことでありますけども、看護師につきましては今年度から西予市病院事業職員諸手当に関する条例を改正いたしまして、4月から夜間看護手当、準夜勤務1回について、2,900円を3,100円に、それから深夜勤務につきまして3,300円を3,550円に改正して支給をしているところがございます。これで処遇改善ができていって言ったならそうではないんですけども、国の人事院規則に準じまして、こういう改正をして支給を行っておるところです。まだ望まれておるような処遇改善には至っておりませんが、国が推進しております医療従事者の勤務環境改善の取り組みについても、愛媛県の医療勤務環境改善支援センターの支援を受けながら委員会を立ち上げまして、市民病院、野村病院それぞれに委員会を立ち上げまして、スタッフの確保や経営改善につながるように、委員会で協議しながら検討しながら進めておるところでございます。

○源厚生分科会長

これは昨年の決算の審査、厚生分科会で出た意見をまとめたものでございます。これ単年度だけじゃなくてずっと永続的に担い手の確保ということと病院の継続的に運営していくためにどうするかという観点で書かせていただきました。それをもとに最後、つくし苑がございまして、病院というのは非常に大きい、財務内容についても、暫時休憩中の中でいろいろあったかと思いますが、最後意見交換して終わりたいと思うんですけど何か、委員からありましたらお願いをいたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時29分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時33分)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

質疑は以上で終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第11号「平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員であります。当分科会として、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時33分)

【つくし苑】

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時34分)

続きまして、認定第12号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」を議題といたします。

岩本事務長より説明をお願いします。

○岩本つくし苑事務長

それでは、認定第12号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」決算書に基づきご説明をさせていただきます。

平成30年度西予市公営企業会計決算書112ページをお開きください。

決算報告書についてご説明をいたします。決算報告書につきましては、消費税込みの金額になります。まず、(1)収益的収入及び支出についてご説明をいたします。収入の施設事業収益の決算額は5億2340万5435円となり、前年度と比較して、約0.5%減で258万1257円の減収となりました。一方、支出の施設事業費用の決算額は5億2201万4851円となり、前年度と比較して約7.5%増で3635万9436円の増額となっております。詳しくは後ほど損益計算書でご説明をいたします。

次に114ページをお開きください。

(2)資本的収入につきましては3778万5347円となっております。市からの繰入金を計上したものであります。一方、資本的支出につきましては3778万5347円となっております。企業債償還元金を支出しております。

続きまして、116ページをお開きください。

損益計算書をご説明いたします。なお、金額につきましては、消費税抜きの金額となっております。1. 施設運営事業収益は、介護給付費が主なものであり、前年度比2289万7771円増収で4億2926万3861円となっております。それに対しまして、2. 施設運営事業費用では、前年度比3641万

8048円増額で4億9171万8684円となり、差し引き6245万4823円の営業損益となりました。主な要因といたしましては、平成29年度完了した増築部分の建物や購入した備品に係る減価償却費が大幅に増加したことによるものです。3. 施設運営事業外収益は、経営基盤のため、一般会計から補助金など3966万8343円となっております。前年度と比較して、約50.5%減で4043万3748円の減収です。

4. 施設運営事業外費用は企業債償還利息及び雑支出など1670万9632円となり、経常損失は3949万6112円となりました。なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度末の未処理欠損金は2848万7909円であります。

121ページをお開きください。

貸借対照表についてご説明をいたします。資産の部、1. 固定資産は(1)有形固定資産が土地、建物、構築物等で11億5385万6102円となりました。2. 流動資産は現金及び預金、未収金で1億2469万2580円となり、資産合計は12億7854万8682円です。

122ページをお開きください。

負債の部で4. 固定負債は、企業債等引当金で8億2263万3032円となり、5. 流動負債が1年以内に支払われる企業債と未払金等で8288万4677円となります。6. 繰延収益は2億2606万791円となり、負債合計は11億3157万8500円となりました。資本の分は、7. 資本金で1億7545万8091円です。8. 剰余金は利益剰余金合計がマイナス2848万7909円となりました。資本合計は1億4697万182円です。資産合計イコール負債資本合計となるため、資産の合計及び負債資本合計は、ともに12億7854万8682円となっております。

125ページをお開きください。

125ページからは決算附属書類を付けております。

事業報告書の概況としまして、126ページに(1)総括事項を記載しておりますのでご参照ください。

127ページには、(2)議会議決事項、128ページには、(4)職員に関する事項等を記載しております。

130ページの4. 会計では、重要契約の要旨を記しております。

134ページには、キャッシュフロー計算書をつけております。

135ページには、事業収益明細書、136、137ページに事業費用明細書を記載しておりますのでご参照ください。

138ページに固定資産明細書、139ページに企業債明細書を記載しておりますのでご参照ください。平成30年度は7月に西日本豪雨災害が発生したことで、施設運営にも影響を受けました。建物等への被災はまぬがれましたが、約2週間に及ぶ断水や停電等により、発災から13日間にわたって、通所リハビリテーションサービスが休止せざるえなくなり、営業日数が減少することとなりました。

業務量でございますが、年間施設入所延べ利用者数は2万5923人、短期入所延べ利用者数は2,594人、合わせて2万8517人で、1日平均78.1人、通所延べ利用者数は6,410人、1日平均21.7人となっております。今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいと考えております。

以上で、認定第12号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○源厚生分科会長

それではただいまより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○二宮委員

見方がわからないので教えてほしいんですけども、121ページの事業貸借対照表の流動資産の未収金というんですけども6807万7180円はどういう性質のもんでしょうか。

○岩本つくし苑事務長

今ご指摘がありましたのは、121ページに流動資産(2)の未収金の6807万7180円の内訳と思うんですが、利用者負担金未収金が、個人から集める分ですが907万6620円、個人から集める分50件です。それから介護報酬等未収金、連合会から入る分ですが5890万3915円、その他事業未収金が4万2352円、事業外収入が5万4293円、この4つを合わせて6807万7180円になります。

○源厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

先ほどと一緒にはないんですけど、昨年の提言において、つくし苑、野村介護老人保健施設事業会計については、介護職の確保が難しくなっている現状から、外国人研修生の受入れについて研究、検討を進めるという形で去年しております。まさに現在進行形でやられている最中で、予算も今回定例会でもありましたし、常任委員会でもありましたので、このことについては、多分用意はしていただいていると思うので、そのことについて報告をしていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

○岩本つくし苑事務長

昨年度ご指摘があった外国人技能実習生を活用し、施設の労働力確保に取り組む議題でございましたが、先日の厚生常任委員会でもご説明申し上げましたが、つくし苑では、令和元年度モンゴルの技能実習生2名を介護職として採用する予定で取り組んでおります。介護職の募集はするんですが、人材不足をする中で有効な労働力の確保と考えております。今後、一生懸命職員で取り組んでまいります。

○源厚生分科会長

それでは最後になりますが質疑はよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

それでは以上をもちまして、質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第12号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源厚生分科会長

挙手全員により、当分科会として、原案どおり認定することに決しました。

それでは以上をもちまして医療介護部所管分の決算認定を終わりたいと思います。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時49分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時59分)

それでは決算認定については全て審査を終了いたしました。

これから昨年より始めました提言について協議をしたいと思います。まずきょう委員会審査の中で、何点か、今後こうすべきという形で提言的なことがあったかと思います。それについては正副委員長及び事務局で精査、取りまとめをしたいと思います。委員の皆様の中で、ほかに何か提言ありましたらこの場でご発言をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○宇都宮委員

ごみの委託料のどこなんですけども、行政から紙のごみを減らして資源ごみの回収に多分持っていこうという考え方の報告があったんですけども、現在、小学校、中学校で廃品回収とかさされてはいるんですけども、ここらの段ボールとかの関係は、そこらをもうちょっと働きかけを強くしていただいたほうがより紙ごみについては減らして、資源ごみに持っていけるんじゃないかなと思ひますんで、小学校、中学校への働きかけを強く求めたらいいんじゃないかなと思ひますんで、現状されているんだったらあれですけど、現状を調査していただいて、そこらより強い働きかけを考へていただいたらと思ひます。

○源厚生分科会長

可燃ごみを減少するために、紙を分別して回収するために資源ごみを集めましょうという話だと思うんですけど、ありがとうございます。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時00分)

○源厚生分科会長

再開を告げる。(再開 午後4時09分)

それでは提言書及び10月3日の決算審査特別委員会に報告する厚生分科会の報告は、正副委員長と事務局で取りまとめをしたいと思いますので、お願ひいたします。

なお、でき上がりましたら、一度ご確認を賜りたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

ほかに何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源厚生分科会長

なければ以上で当委員会を閉会としたいと思います。

閉会 午後4時09分

署名

西予市決算審査特別委員会厚生分科会長